

近世大名家における鉄炮管理と記録

——尾張藩の御側御筒の事例から——

はじめに

一 御側御筒の管理にかかわる記録

二 御側御筒の貸借と記録作成

(一)「御鉄炮拝借留」に見える貸借の実態

(二)「慶応三年卯正月の御側御筒拝借留」の位置づけ

三 御側御筒の取り扱い

(一)松明方と安藤雲平の関係性と貸借

(二)御側御筒の管理にかかる変遷

おわりに

はじめに

大名家が所有する道具には、茶道具や絵画など御教寄道具と呼ばれる一群と並び、重要視される道具として武器がある。武器は刀剣をはじめ甲冑や鉄炮^①など多岐にわたる。これら大名道具の研究は、道具の種類によって

板谷 寿美

研究の厚みに差があるが、本稿では研究があまり進展していない鉄炮を取り上げて検討する。大名道具を研究するにあたり研究の視角は様々にあるが、その一視点として、道具帳からの分析が挙げられる。道具帳は、大名家がいかなる道具を所有していたかを知る基本史料に位置づけることができ、その分析は重要である。尾張徳川家の道具帳は、数寄屋方や腰物方などの各役所や懸^{かかり}ことに作成されている。鉄炮の場合も同様で、手筒方や御小納戸頭取道具懸が道具帳を作成している。つまり、鉄炮の管理状況を検討するにあたり、道具帳の検討が有効なのである。

尾張藩における鉄炮の研究として、第一に安田修氏の研究が挙げられる。安田氏は、尾張藩における鉄炮の研究がほとんど進展を見ない中で、精力的に研究に取り組まれてきた。その内容は、尾張藩領内の矢田河原や山田河原で実施された炮術訓練の検討^②と、江戸時代末期に尾張藩が所有した鉄炮についての検討^③の二つに大別可能である。後者の研究では、鉄炮製作にも関心に向けており、尾張藩の鉄炮鍛冶の紹介もされている。しかしながら、とりわけ本稿の内容にもかわる尾張藩が所有した鉄炮の検討に

については、数量的な分析が中心となっている。どのように鉄炮が管理されていたか、という点まで考察は至っていない。

また、専論ではないものの、本稿での検討対象の時期にあたる江戸時代末期の尾張藩の海防政策を考察する中で、鉄炮が一事項として取り上げられる場合がある。例えば知多半島の師崎・内海の砲台設置や、西洋砲術の導入に関する検討の中で鉄炮が言及される。ただし、これらの研究目的は、尾張藩がどのように対外的危機に向き合ったかを明らかにすることであり、海防政策の展開や尾張徳川家十四代慶勝（一八二四～八三）の西洋科学技術への関心⁽⁴⁾に向けられており、鉄炮を主眼に置いた分析ではない。知多半島の師崎・内海の砲台設置については、鉄炮というより大砲であるが、古くは大村有隣氏の研究がある⁽⁵⁾。西洋砲術の導入については岩下哲典氏が慶勝の海防政策への関与を検討する中で的確にまとめている⁽⁶⁾。それによると、『粉炮考』を著した吉雄常三に始まり、その門人である上田仲敏や伊藤圭介に継承される形で、尾張藩の西洋砲術の導入が始まっていったとする。加えて岩下氏は、慶勝が藩主である時期は、外国船が日本に來航し、対外的な危機に直面していた時期にあたっていることから、尾張藩「家中一統の銃炮訓練」が必要で、それが「可能となるためには、現実問題として、使用可能な大量の銃器が必要」となったことを指摘する。これについて、「ほとんどの藩士に行きわたるだけの銃器は保管されていたと考えるとよい」と評価しており、その根拠として安田氏の研究成果を引用している。しかし安田氏の示した鉄炮総数は、藩所有の鉄炮と藩主所有の鉄炮が混在している。同じ尾張藩内であるとは言え、鉄炮の性格を区別することなく扱うことには注意を要する。

以上のような研究状況を踏まえて今回、検討の対象とする鉄炮は藩主の

所有である御側御筒とする。藩士が備えるべき鉄炮についても考察を加えてこそ、尾張藩の鉄炮管理の全体像を把握できることは承知しているが、これまで藩所有の鉄炮と藩主所有の鉄炮が区別なく論じられてきた問題点を踏まえ、本稿では、藩主所有の鉄炮である御側御筒に限ることに意義があると考える。また、徳川美術館に所蔵される鉄炮にかかわる道具帳を中心に考察を進め、御側御筒の管理という制度的側面に着目する。現在、鉄炮についてのまとまった道具帳は江戸時代末期のものしか残されていないという史的制約はあるものの⁽⁸⁾、当該時期は先述の通り、日本が対外的な危機に直面した時期に相当する。このような政治的・社会的危機に直面した状況の中で、御側御筒の管理にも影響があったのか否かを検討する契機ともなる。さらに御側御筒の管理を考える上で、御側御筒が貸借されていたことは特筆すべきである。残念ながら、史料の残存状況は決してよいとは言えず、個別具体的な事例の蓄積から検討を加えていくほかない。しかし御側御筒の貸借を取り上げて検討することは、尾張藩内における物品管理システム的一端を明らかにすることにつながる。さらに物品管理システムには藩役人が関与するため、藩内の組織の指揮系統や藩主の側近くに仕えた人々の動向をも解明できる契機となる。なお、尾張藩では尾張と江戸の双方の地で御側御筒を管理しており、藩役人も双方の地で職務を担っているが、本稿では煩雑さを避けるため、尾張での動向を中心に追うことをあらかじめ注記しておく。

一 御側御筒の管理にかかわる記録

徳川美術館には、「駿府御分物御道具帳」十一冊を筆頭に、江戸時代以

来作成され続けてきた道具帳が約五百冊伝存している。そのうち、鉄炮に関係する道具帳は十冊程度である。⁽⁹⁾ いかなる道具帳が残っているかについては安田氏が一部を表で掲出している。⁽¹⁰⁾ また道具帳のうち、尾張藩で導入されていた主要な砲術・田付流の鉄炮に関する道具帳については既に内容が紹介されている。⁽¹¹⁾ しかし鉄炮に関する道具帳の内容の紹介は一部に留まる上、大半の道具帳はこれまで徳川美術館から詳細を明らかにしていない。本稿では管理、とりわけ貸借を中心とした制度的側面に焦点を当てて検討するため、史料の全てを紹介することはできないが、所蔵館としての責を果たす一機会としたい。

鉄炮に関する道具帳は、内容の性格上、二種類に分類することが可能である。一種は鉄炮の名称や形式などを列記した、いわゆる管理台帳である。まさに江戸時代末期の尾張藩において、いかなる鉄炮が管理されていたかを確認できる道具帳である。もう一種は留帳である。こちらは主として日記のように日を追って書かれる形式である。はじめに御側御筒の管理にかかわる徳川美術館所蔵の五冊の帳簿⁽¹²⁾ について、それぞれの基本的な情報を提示する。

帳簿(1)「文化六年巳正月改 御鉄炮帳 壹」(武器旧原簿9)

縦三〇・〇糎、横二一・四糎、共紙表紙を含め全四十九丁の帳簿である。共紙表紙には「御小納戸頭取 御道具懸」とあり、御小納戸頭取のもとで管理されている御側御筒に関する帳簿である。同じく表紙に「尾口」と見え、これは尾張で管理されていることを指す。「壹番 御鉄炮箱」に入る十一挺から始まり、「三拾九番」まで番立てが続く。中には「拾壹番上」「拾壹番下」のように、一つの番立ての中で上下に分けられる場合もある。

る。一丁目には「御明松方御手入引請之分⁽¹³⁾ 壹番より」と書かれた付箋が付けられている。鉄炮あるいはその附属品の情報が書き込まれた短冊がおよそ一丁に二枚貼り込まれる形で構成される。一枚の短冊に記載される鉄炮は原則一挺だが、セットで保管されている鉄炮に関しては複数挺がまとめて記載される。また鋳形や鋳鍋など附属品に関しては、それぞれの鉄炮の情報に附属する形でまとめて記載される場合が多い。なお本帳の記載内容は文化六年(一八〇九)以前のものだけではない。例えば「三拾壹番」に記載される「鉄百五拾目玉抱御筒」は「文化十一年戊七月御買上」とあり、文化六年以降に買い上げた鉄炮も記載されている。こうした帳簿作成以後に追記されていた情報のみならず、明治時代に入って行われた鉄炮整理時の書き込みが朱字で多々入る。この朱字の内容は「壹番へ入」や「申三月御払」などで、何を残し、何を払ったのかが確認できる。つまり、伝存する本帳は、文化六年に作成された当時のままの帳簿ではなく、それを短冊に書き写したか、文化六年に作成された帳簿を短冊状に切り貼りし、明治時代の整理の際に再構成した帳簿であると位置づけられる。文化六年に作成された帳簿を便宜上「帳簿(1a)」と称しておく。

帳簿(2)「御側御筒目録」(武器旧原簿10)

縦二四・五糎、横一七・一糎、後世に付けられた表紙と江戸時代段階で付けられたもとの表紙を除き、全五十六丁、袋綴じの形式である。後世に付けられた表紙には「御側御筒目録」とだけあるが、もとの表紙には「御小納戸頭取 御武備懸」との記載もあり、帳簿(1)と同様に御側御筒が御小納戸頭取の管理であることが確認できる。また表紙には「尾州口 末二東京口」とあり、江戸での鉄炮管理にかかわる「文久三年亥九月 戸山御土

蔵入御鉄炮并諸色類御差登セ之入記」が合綴される。鉄炮および附属品が「老番」から「三拾八番」まで番立てされている。この番立ては帳簿(1)の番立てと対応し、情報に若干の異同はあるものの、鉄炮および附属品の情報がほぼ一致する。本帳にも後筆の追記が見られるが、鉄炮および附属品の基本的な情報については文久三年(一八六三)から元治元年(一八六四)頃まで、同筆で記録されていることに鑑みれば、この頃の成立であろうと考えられる。

帳簿(3)「享和三亥年改 御鉄炮帳」(武器古帳64)

縦二九・一糎、横二〇・二糎、表紙を除き全三十一丁、袋綴じの形式である。享和三年(一八〇三)の改めの際に作成された帳簿である。表紙裏には「此御帳之内御座候分ハ新帳文化巳年正月改相成候付不用」と書かれた貼り紙が付されている。文化巳年とは文化六年である。つまり帳簿(1a)の作成にあたり、本来、本帳は不要になった帳簿である。文化六年段階で廃棄されていても不思議ではないが、運よく現在まで伝来した。鉄炮および附属品が「壹番」から「廿三番」まで番立てされている。ただし「廿一番」から「廿三番」が付される三挺については、他の番立てが同筆の墨字で書かれているのに対し、異筆の朱字で番号が付されている。したがって「廿一番」から「廿三番」までは後に追記された情報で、享和三年の改めの際には番立てされていなかったであろう鉄炮と言える。また「廿一番」から「廿三番」までとは別に、最終丁には朱字で「廿四番」に番立てされた鉄炮の情報があり、加えて貼り紙で帳簿(1)(2)では「番外」とされている「玉箱 一荷」の記載が見える。「廿四番」の「鉄百匁玉抱御筒」は文化四年に買い上げ、玉箱は文化三年にできているので、明らかに享和三年以降の

追記である。このように享和三年以降の書き継ぎが本帳内に確認できるが、帳簿(1a)が作成されて以後の本帳はどのように扱われたのだろうか。表紙裏の貼り紙の通りに解釈すれば、帳簿(1a)成立以後、利用されなくなったとみるべきだが、例えば「拾五番御鉄炮」記載の丁には左の内容を記した付箋が貼られている。

天保十亥年新規御張立
一、鉄五拾匁玉抱御筒 壹挺 芝辻茂右衛門作
長式尺式寸御金具真鍮御台檜⁽⁴⁾

天保十年(一八三九)は無論、文化六年よりも後の年代である。頻繁に本帳が用いられていたかどうかは確定できないものの、帳簿(1a)が作成されて以降でも、本帳が利用されていた様子は窺える。とはいえ、現存する帳簿の中では、本帳が御小納戸頭取で管理していた御側御筒を確認できる最初の帳簿と言えることに変わりない。

帳簿(4)「安政二卯八月分田付流御鉄炮取扱留」(武器古帳65)

縦二五・〇糎、横一七・四糎、後世に付けられた表紙が添う。もとの表紙は共紙表紙で、それを含め全五十二丁、袋綴じの形式である。また、四通の文書も共に綴じ込まれている。安藤次三郎(後に雲平と名乗る。安藤次三郎の詳細については第三章で後述する。)が鉄炮取り扱いのために日記形式で記録した帳簿である。およそ年月日ごとに記載され、鉄炮の取り扱いに関する内容が主で、中には安藤次三郎の養父が記した控えからの書き抜きや御小納戸頭取とやり取りした文書の写しなども記されている。左の通り、安政二年(一八五五)八月四日条から記録が始まる。

卯八月四日
一、近日分田付流御鉄炮磨御用引請取扱候様、宗兵衛殿被申聞候付、
御締筋之儀、御道具懸江談判之上、左之通夫々申達候、

岸上染三郎

安井常次

馬場吉六

工藤田三郎

右之者共御番間繰合、田付流御鉄炮磨御用為相勤候様仕度、依之申上候、

八月 安藤次三郎

右の通り田付流の鉄炮の手入れを引き受けたところから記録を付け始めていった様子が窺える。本帳の具体的な内容については第三章で考察する。

帳簿(5)「慶応三年卯正月分御側御筒拝借留(武器古帳66)」

縦二五・〇糶、横一七・二糶、後世に付けられた表紙が添う。もとの表紙は共紙表紙で、それを含め全四十四丁、袋綴しの形式である。袋綴しの間に二通の文書が挟み込まれているが、うち一通は下部が本帳に糊付けされている状態で、開くことができない。御小納戸頭取により管理されている御側御筒の貸借について記録した帳簿である。本帳には、「慶応三年卯正月分御側御筒拝借留」・「無題(尾張における鉄炮の員数を示した帳簿)」・「銃番号無之分」・「明治五年十月勤薬掛御邸江相越番号改候節銃員数帳 御道具懸」の計四冊が合綴されている。「慶応三年卯正月分御側御筒拝借留」に該当する部分には、いつ、誰が、何を借り、いつ返納したのかが列記されている。ただし、冒頭に慶応三年(一八六七)の貸借が書かれて以降は、慶応三年以外の記録が散見される。本帳の位置づけについては第二章で後述する。

本章冒頭で述べた通り、紹介した五冊の帳簿を二種類に分類すると、帳簿(1)・(2)・(3)¹⁵がいわゆる御側御筒の管理台帳であり、帳簿(4)・(5)が留帳と言える。帳簿(1)・(2)・(3)を参照すれば、江戸時代末期の尾張徳川家がいかなる御側御筒を保管していたかを確認できる。帳簿(1)・(2)・(3)に記載される鉄炮および附属品を一覧にしたのが(表1)から(表3)である。帳簿(1)・(2)・(3)の記述の全容を紹介したことにより、表が長大になったため、本稿の末に掲載した。安田氏は、尾張藩所有の鉄炮の員数を算出するため、帳簿(1)・(2)および「三階槽始御道具帳」(名古屋博物館所蔵)に記載の員数を合計していた¹⁶。しかし、これについては二点の補足と訂正を加えたい。一点目は、先述の通り、藩所有の鉄炮と御側御筒を区別なく合計している点である。帳簿(1)・(2)は御側御筒を記した帳簿である一方、「三階槽始御道具帳」は名古屋城の三階槽に保管されていた鉄炮の員数を記録した史料で、藩所有の鉄炮を記している。藩所有の鉄炮と御側御筒を区別して計算することで、尾張藩における鉄炮の所有量の正確な実態を把握することができるだろう。二点目に帳簿(1)・(2)の鉄炮の計算方法である。安田氏は帳簿(1)・(2)の鉄炮の員数を合計している。しかしながら、例えば帳簿(3)の「一番」は帳簿(1)・(2)の「一番」に相当し、帳簿(1)・(2)・(3)に記載されている御側御筒の番立てが共通している。番立てが共通していることを示すため、(表3)の左側に帳簿(1)・(2)・(3)の通し番号(通番)および「通番との対照」の項を記し、対照できるようにしたので参照されたい。したがって、帳簿(1)・(2)を合計すると、同じ御側御筒を二重に計算していることになる。帳簿(3)記載の御側御筒が一番から二十一番までの番立てで最も記載内容が少なく、そこに番外と二十一番以降の番号(三十九番まで)が加えられる

形で帳簿(1)・(2)が構成されている。鉄炮のみを数え直すと帳簿(1)で百四十八挺、帳簿(2)で百四十四挺、帳簿(3)では百九挺となる。現在確認しうる中で最も記録の古い享和三年段階で百九挺だったところ、明治時代に整理されるまでに御側御筒は帳簿上、最大百四十八挺、さらにその附属品が保管されていたことが確認できる。

御側御筒は御小納戸頭取管理のもと、原則、享和三年から引き継がれながら、時に新規購入分も含めつつ、明治時代に至った。また、番立ての早い御側御筒については「駿府御分物ニ似寄候御品々書拔」(徳川美術館所蔵)でも確認できる、駿府御分物ではないかと捉えられていた鉄炮である。さらに、江戸時代末期における対外的な危機に直面した情勢との関連を論じるとすれば、尾張藩でも西洋砲術の導入が試みられ、尾張徳川家十四代慶勝が西洋科学技術に興味を示し、西洋銃にも関心を向けていた一方で、それに連動するような形で御側御筒に西洋銃が追加されたり、これまでの御側御筒と入れ替えられたりして西洋化が図られたわけではなかったと言えよう。

また、帳簿の利用については、管理台帳である帳簿(1)・(2)へは帳簿作成以後にも多くの情報が書き加えられている。新たな帳簿が作成され、利用が開始されても参照・利用していた形跡がみられ、一冊の帳簿の中に異なる時期の情報が記載されている状態である。以上のことを踏まえると、改めなどで新たな帳簿が作成されても、古い過去の帳簿を全く利用しなくなったわけではなく、並行して記録・利用されていたと考えられる。帳簿の伝存には偶然的な要因もあるにせよ、本来、文化六年段階で明らかに不要となった帳簿(3)が、文化六年以降にも利用され、現在まで残されてきたことがその根拠となろう。なお、現在伝存しない帳簿ももちろんあ

ると思われるがひとまず、御側御筒の管理台帳的な性格を持つ帳簿について、その成立の変遷を示すと次のようになる。

帳簿(3)↓帳簿(1a)↓帳簿(2)↓帳簿(1)

また、帳簿の作成状況から、少なくとも、帳簿が作成・整理された享和三年、文化六年、文久三年から元治元年頃と、明治五年(一八七二)正月の太政官布告第二十八号第五則「銃砲取締規則」により私蔵されている鉄炮の管理統制(壬申刻印)を受ける際には改めが行われたと言える。

さらに史料上、嘉永元年(一八四八)に改めが実施されていた形跡が帳簿(1)から確認できる。帳簿(1)記載の「拾番 御鉄炮御長持」に保管されていた三匁五分玉の鉄炮一挺の記録には二枚の付箋が付されている。そのうちの一枚が左記の通りである。

右、御鉄炮壹挺不相見処、御長持之内ニ此書付有之候付、追而吟味之ため爰ニ張置、嘉永元申十月廿八日、

史料中の「此書付」とはもう一枚の付箋のことである。

外ニ
七印御鉄炮火打付も同日出ス、

都合一挺十番之内卯九月八日出ス、

つまり、嘉永元年段階で、「拾番 御鉄炮御長持」の中には、二枚目のような付箋だけが残されており、鉄炮自体は嘉永元年の改め段階では確認できなかったと推測できる。また帳簿(4)嘉永元年十月十日条には、「扣御土蔵之内ニ有之候一番分之御鉄炮久々御改等無之候付、御番立茂破れ分兼候付御改有之様、進四郎左衛門殿江申達置候処、申合候様被申聞候¹⁷⁾」とあり、長らく改めをしていないことで、おそらくそれぞれの鉄炮箱に貼り付けられていた番立ても破れてわからなくなっている様子が窺える。そこで、「御鉄炮御改之儀、来ル^(十月)廿八日四ツ時頃分取計⁽¹⁸⁾」うこととなったよう

ある。これは帳簿(1)の先に記した一枚目の付箋に書かれた年月日とも一致する記述であり、帳簿を相互に参照することで、嘉永元年十月二十八日に改めが行われたことが裏付けられる。

改めの実施については、享和三年から文化六年までの間が数年間空いていること、嘉永元年の改めが、箱に付された貼り紙が破れるほど久々の実施であったことから、定期的に改めが実施されていたとは到底言い難い。また、文久三年段階になって、松明方に貸し出されていた鉄炮の所在がわからなくなってしまうこともその傍証となる⁽¹⁹⁾。では、改め以外では御側御筒の管理はどのように行われていたのだろうか。結論から述べると、江戸時代末期の御側御筒は毎年、一定数の貸借が行われ、また時には手入れも行われていた。このような御側御筒の貸借と手入れの際に員数や状態などの確認がなされていたのではないだろうか。次章では、御側御筒の貸借と記録の作成について検討する。

二 御側御筒の貸借と記録作成

(一) 「御鉄炮拝借留」に見える貸借の実態

鉄炮の貸借の実態について、名古屋市蓬左文庫所蔵の「御鉄炮拝借留」(本稿では「拝借留」と略記する。)を用いて検討する。「拝借留」は縦三二・五糎、横二三・六糎、紺色の表紙を除いて十八丁の冊子である。表紙には題簽に「御鉄炮拝借留」が墨書されるほか、朱書きで「三」と書かれた貼り紙が付く。したがって、本来は少なくとも「一」と「二」は存在したと推察できるが、管見の限り確認できない。「拝借留」には鉄炮の名称・鉄炮

の附属品・員数・貸借の目的・貸借年月日・借主についての記載がある。「拝借留」は、雲母の引かれた厚手の和紙の上に、薄手の和紙の短冊が一ページにつき三枚貼られる形式となっている。短冊が剥がされている部分もあれば、白紙の短冊が複数枚ついたままの部分もある。「拝借留」は短冊が剥ぎ取られている箇所と白紙の箇所が大半で、記録として残るのは八件の事例のみである。ひとまず鉄炮を借りた人物ごとに一件ずつ検討を加えていきたい。

① 中嶋東三郎

慶応二年(一八六六)二月に鉄拾刃玉御筒一挺を借りている。本事例の貸借目的としては「御内々拝借仕候」とあって詳しい理由はわからない。借主の中嶋東三郎は、もとは御庭預見習で、明治二年(一八六九)には御道具懸を務めている人物である⁽²⁰⁾。

② 借主名不明(矢部彦右衛門が関与)

鉄三刃玉短御筒一挺を借りている。本事例には、誰がいつ借りたのかについての記載はない。しかし、「文政四巳五月二日矢部彦右衛門承知、書直、」とあり、文政四年(一八二二)の段階で一度貸し出され、その後何らかの事情があつて再び「拝借留」に記録されたと思われる。その際、矢部彦右衛門が貸し出しに関与している。矢部彦右衛門は、文化二年(一八〇五)に御小納戸頭取となり、後には御側物頭や尾張徳川家十一代斉温の継室である俊恭院福君(八二〇〇四〇)の御用人なども兼務している人物である⁽²¹⁾。矢部彦右衛門が承知して書き直した件については、先述の帳簿(1)・(2)にも同様の記載がある。まず帳簿(1)には、「此御鉄炮壹挺、矢部彦右衛門承知之

旨拝借帳二見ル、嘉永元年十月廿八日」とある。また帳簿(2)には「文政四年巳五月二日、矢部彦右衛門承知三而出候旨、拝借帳二見ル」とあり、それぞれ異なる時期に作成された帳簿(1)・(2)・「拝借留」の三冊の記載が一致している。ここに見える「拝借帳」が本帳であるかどうかは確定できないものの、拝借帳なる本帳のような「拝借留」と管理台帳を相互に用いて管理が行われていたと言える。また、本事例の記載から、「拝借留」と帳簿(1)・(2)の内容を照らし合わせて考察することが可能であることも判明する。「拝借留」には鉄炮の情報として「鉄三匁玉短御筒」の他に「拾九番之内」^(朱字)「老」^(朱字)とも書かれている。この番号は、まさに帳簿(1)・(2)記載の御側御筒に振られた管理番号である。それによると、この鉄炮は享和元年(一八〇二)二月に買い上げた御側御筒である。また長さ一尺一寸四分で、「丸筋八重小路口」^(榎子)であり「無銘」である。鉄炮に付けられた金具は真鍮製で、台には樫が用いられており、台の製作者は中川孫平治であると、貸し出された鉄炮の詳細まで確認できる。帳簿(1)には御側御筒が保管されたのか、払われたのかについて、朱字で書き加えられており、この御側御筒は「十五番入」との記載があるため、明治時代の整理段階では尾張徳川家に残されたこともわかる。

③加藤鋏太郎

鉄五分玉御筒一挺と鑄形を共に、また鉄柑子口拾匁玉御筒一挺と尺八胴薬入を共に元治元年(一八六四)六月に借りている。本事例が書かれた短冊は下部の糊付けが剥がされており、裏側に「壬申四月返納」と墨書がある。「壬申」は明治五年を指す。借主の加藤鋏太郎は御小納戸見習である。

④青山儀兵衛

鉄四匁玉御筒一挺を尺八胴薬入および口薬入と共に元治元年七月に借りている。この鉄炮にも管理番号が振られており、「拾九番之内四印」とある。②で確認した通り、この管理番号は帳簿(1)・(2)と照合することが可能である。帳簿(1)・(2)の「拾九番之内四印」に該当する御側御筒は三匁五分筒の五挺揃いであり、銃弾の重量も鉄炮の形状も異なる。四匁玉の御側御筒は、同じ十九番の中でも二印のものが当てはまる。おそらく、「四」は「二」の書き間違いではないかと思われる。

⑤加藤平八郎・森嶋鋏太郎・鈴木助七郎

三人が鉄十匁玉大筒を一挺ずつ元治元年九月に借りている。しかしそれぞれの返納の時期は異なる。加藤平八郎は「寅正月」、森嶋鋏太郎は元治元年十二月、鈴木助七郎は「壬申四月」に返納している。「壬申」は先述の通り明治五年にあたりと考えられ、元治元年から明治五年までの間の「寅」は慶応二年と比定できる。本事例も①と同様、貸借理由については「御内々拝借仕候」とある。森嶋鋏太郎は元治元年二月に御小納戸詰役懸、鈴木助七郎は元治元年五月に御小納戸詰組頭格を仰せ付けられている人物である。⁽²⁾加藤平八郎については、詳細は不明だが、御小納戸詰に関係する者であろうと推測される。各人物の名前の下には黒印が押しており、ミセケチとなっている。これは三挺とも返納されたことを意味する。

⑥瀬田太郎吉・徳本弥九郎

貸借の理由は「当年私共為稽古拝借仕候」とあり、稽古のために合計七挺とそれに附属する鑄形を二人が借りている。本事例のみ、他の事例とは

異なつて「請取申御筒之事」から始まる御小納戸役所宛の書付が貼り付けられる形となつている。瀬田太郎吉と徳本弥九郎は共に松明方である。本事例にかかわる松明方における御側御筒の貸借については、第三章で触れることとする。

⑦服部鑛吉

文久三年（一八六三）二月に鉄拾匁玉御筒を一挺、尺八胴薬入と口薬入と共に借りている。服部鑛吉は「卯十一月十六日」に返納しており、この卯年とは慶応三年と比定できよう。「森居傳郎九取扱三而、御筒斗十二月五日中野殿江出居候事」とあり、森居傳郎九が「御筒斗」を十二月に中野なる人物に渡ししている。服部鑛吉は安政六年（一八五九）に御小納戸を仰せ付けられているが、尾張徳川家十四代慶勝のお付きや後に御膳番を兼帯するなど藩主に近いところで務めていた人物であることが窺える。森居傳郎九は元治元年二月に御小納戸詰並に仰せ付けられ、筆役を務め、後に寄物金懸や御道具懸も務めている。²³ 明治元年十一月には森居傳郎九は病死するたぬ、森居傳郎九がこの鉄炮を取り扱ったのは、慶応三年か明治元年のことであろう。

なお、鉄拾匁玉御筒の管理番号として肩に「三拾^{（五または六）}番之内六印」とある。番立てでは三十五とも三十六とも読めるが、帳簿（一）にも帳簿（二）にも三十五番の管理番号に六はない。というのも、三十五番は、文政三年七月に芝辻茂右衛門・芝辻小兵衛・国友鉄三郎・芝辻傳左衛門によつて新規に製作された鉄百目玉火門自開抱御筒であり、この一挺しか該当しないからである。そこで、帳簿（一）・（二）の管理番号の三十六番に目を移すと三十六番の中には「壹」から「十四」まで枝番号が存在し、そのうち「十

壹」までが鉄炮で、その他は鑄形や鑄鍋といった鉄炮の附属品である。この中で、鉄拾匁玉御筒は「壹」「三」「四」「五」「六」「七」のいずれかである。よつて、三十六番の六ではないかと思われる。

⑧松山延吉正利

鉄三匁五分玉御筒を寅三月に一挺、附属品と共に借りている。「寅三月」とあるのは、慶応二年と比定できよう。本事例も①や⑤と同様、貸借理由については「御内々拝借仕候」とある。本事例が書かれた短冊は③と同様に下部の糊付けが剥がされた状態となっている。

以上のように、「拝借留」では、八件の事例が見え、稽古のために貸借される事例以外では、多くが「内々」とされており、具体的な理由が明確にされないことが特徴である。なぜ貸借理由が明確に示されないかは定かではないが、むしろ理由が明確に書かれなことが御側御筒という藩主所有の鉄炮であるがゆえの特徴と言えるのではないだろうか。

ここで「拝借留」の利用方法も小括しておく。御側御筒の貸借が決定し、貸し出す際には、「拝借留」にいつ誰が何を借りたかが記録される。前章での帳簿の分析や⑥で確認できた通り、御側御筒は御小納戸頭取が管理しているため、御小納戸と借主との間で、⑥のような文書のやり取りもあつたのだろうと推測される。そして御側御筒が返納される際には、「拝借留」に返納時期を書き入れたほか、③のように一部を剥がしたり、借主の黒印部分に墨引きをして、どの鉄炮が返納されたかが明らかにするように記録した。本節冒頭でも述べた通り、「拝借留」には短冊が剥がされた跡が多く残っている。現在となつてはその詳細を知る術はないが、本節で取り上

けることのできた八件の事例以外にも鉄炮の貸借は行われており、御小納戸頭取へ返納されると短冊が剥がされるなどして記録されていたのであると考えられる。

(二)「慶応三年卯正月〆御側御筒拝借留」の位置づけ

前節では「拝借留」の記録の分析をした。「拝借留」の中では八件の事例しか残されていないが、徳川美術館所蔵の「慶応三年卯正月〆御側御筒拝借留」(以下、本帳は第一章で用いた番号である「帳簿(5)」と記載する。)では、より多くの貸借事例を確認できる。「拝借留」と照らし合わせることでできる事例もあり、本節では帳簿(5)の位置づけについて論じたい。帳簿(5)は前節で検討した「拝借留」と同様、誰がいかなる鉄炮を借りているかを書き記した冊子で、御小納戸頭取によって作成された帳簿である。帳簿(5)の中には、先述の通り別の帳簿も合綴されているが、本稿では、貸借に関する部分のみを主たる検討対象とする。帳簿(5)の冒頭の記載は左の通りである。

慶応三年卯年

一、鉄百目玉抱御筒 乾坤 弍挺

但御鑄形添

一、同五拾目玉抱御筒 壹挺

一、唐銅五拾目玉抱御筒 壹挺

但御鑄形添

一、同百目玉九寸棒火矢御筒 壹挺

一、鉄拾匁玉柑子口御筒 壹挺

但御鑄形添

一、鉄六匁玉柑子口御筒 壹挺

但御鑄形添

右之通御松明方江拝借、

慶応三年、松明方が鉄百目玉抱御筒をはじめ合計九挺の鉄炮と鑄形などの附属品を借りていることが確認できる。しかし丁を進めるにつれて左のような記載がみられるようになる。

一、鉄三匁五分玉御筒一挺 廿一月晦日 此御筒辰八月返上相成、 辰巳文次郎

但尺八胴葉入添

慶応三年は卯年であるにもかかわらず、こちらには「丑十一月晦日」とあり、明らかに慶応三年以外の年代の鉄炮の記録である。単なる干支の書き間違いの可能性もあるが、この他にも例えば「鉄拾匁玉御筒 壹挺」と年代が明確に記される事例もあることから、単なる書き間違いではなく、慶応三年以外の記録が帳簿(5)に記載されていることは間違いない。帳簿(5)の表紙の通りに理解すれば、「慶応三年卯正月〆」借りた御側御筒のリストであるはずのところ、丑年といった慶応三年とは異なる年代の記録はもちろん、慶応三年「〆」とありながら、文久四年など慶応三年以前の記録も含まれている。では、帳簿(5)は何を記録しているのであろうか。帳簿(5)と「拝借留」には共通する事例が登場する。これら二冊の照合に妥当性があるかどうか、一事例を確認した上で、それを手がかりに帳簿(5)の位置づけを明らかにしていきたい。なお、小見出しの数字と名前、前節の事例の数字と同一のものを指す。

④ 青山儀兵衛

帳簿(1)・(2)の管理番号から、この時、青山儀兵衛が借りた鉄炮は「拾九番之二印」ではないかと推測した。帳簿(5)における青山儀兵衛の記録は左の通りである。

一、鉄六匁玉御筒一挺 子七月廿四日 三拾六番之内貳印

松井市兵衛

但尺八胴薬入并口薬入添

辰七月八日返納相成、

一、同三匁八分玉御筒一挺 同日三番之内七印 同人

但同断

一、同六匁玉御筒一挺 同日十九番之内三印 正木宗兵衛

一、同三匁五分玉短御筒一挺 同日十九番之内四印 同人

但尺八胴薬入口薬入式夕通添

一、大鑄鍋一枚 同日十貳番之内 同人

但小ズクヒ壺本添

一、鉄四匁玉短御筒一挺 同日十九番之内貳番 青山儀兵衛

但尺八胴薬入口薬入添

右松井初胴薬入ハ十八番之内三印、口薬入ハ

江戸廻り四十五番より出来五ッ通り也、

青山儀兵衛が借りた鉄炮はやはり十九番の二印であったことが確認できる。また、「拝借留」のみでは詳細不明だった附属品は、胴薬入が十八番の三印より、口薬入が江戸廻り四十五番より出されていたことがわかる。尾張での管理番号だけでなく江戸で用いられた管理番号が振られた品も交えて貸し出されていたことが窺える。なお、帳簿(1)・(2)によると管理

近世大名家における鉄炮管理と記録

番号の「拾八番」には胴薬入をはじめ、口薬入・鑄形・銃卵・弾など様々な鉄炮の附属品が収められている。このうち十八番の三の箱には胴薬入が二十三合保管されており、この中から出されたと考えられる。貸借の年月日についても、「拝借留」と合わせることで元治元年七月二十四日であることが確認できる。なお、「拝借留」ではこの時、青山儀兵衛しか借りていないように見えたが、実際には青山儀兵衛を含め御小納戸頭取の三人へ計五挺と附属品の貸し出しが行われていた。このように、二冊の帳簿を並行して検討することで双方の情報的一致などから、より具体的な状況を確認していくことが可能である。「拝借留」と帳簿(5)の照合が可能であることが確認できた上で、帳簿(5)の位置づけを考察できる事例を取り上げる。それが⑤である。改めて「拝借留」の記載を確認したい。

⑤ 加藤平八郎・森嶋鉞太郎・鈴木助七郎

一、鉄十匁玉大筒 三挺 内壱挺御小道具共

尺八胴薬入口薬入共 元治元年十二月

右者御内々拝借仕候事 鉞太郎返上

同断一挺寅正月

平八郎返納

加藤平八郎(由黒印)

元治元年子九月 森嶋鉞太郎(由黒印)

鈴木助七郎(由黒印)

壬申四月返納

鉄十匁玉大筒を三人で三挺、元治元年九月に借りている。しかし、森嶋

鐵太郎は同年十二月のうちに、加藤平八郎は「寅」^(慶応二年)に返納している。よって末尾の「壬申四月返納」は鈴木助七郎の返納を指す。次に帳簿(5)の記載を挙げる。

一、^{同日}同拾^{江戸廻り式拾貳番}弍玉御筒壹挺 御筒斗申四月返納鈴木助七郎

但尺八胴薬入口薬入添

史料中の「同日」とは右史料の前の記事より「子九月九日」^(元治元年)であることが確認でき、返納時期や弾の大きさも「拝借留」の記載と合致する。しかし⑤の内容のうち、帳簿(5)では鈴木助七郎の貸し出ししか記録されていない。なぜ鈴木助七郎の記録しか帳簿(5)に出てこないのだろうか。二つの史料からわかることは左の通りである。

(あ)帳簿(5)は慶応三年以降に作成されている。

(い)⑤に見える三挺は元治元年九月九日に貸し出されている。つまり慶応三年以降の事例ではない。

瀬田五助	瀬田太郎吉	吉田岡右衛門
		松明方 矢田河原炮術清町を 務める
		病死
松明方		
病死 →	松明方	
	松明方廃止	

(う)鈴木助七郎以外の二挺は元治元年・慶応二年に既に返納されている。つまり慶応三年以前に返納済みである。

(え)鈴木助七郎が借りた鉄炮は明治五年に返納された。

以上の点で重要なことは、慶応三年段階で御側御筒がどういふ状況にあったかということであろう。つまり、既に鈴木助七郎以外の二人が借りた二挺は慶応三年までに返納されているため、帳簿(5)には書かれなかつたということである。帳簿(5)は「慶応三年卯正月、御側御筒拝借留」(傍点筆者)という名称であるものの、実際の内容に即して解釈し直すと、慶応三年までに返納されていない鉄炮やその附属品を調査し書き上げた帳簿であるといえる。そして、返納された段階で、その年月を書き入れていたのであろう。

帳簿(5)には、七十六件の貸借記録が記載されている。管理番号が書かれていない鉄炮もあり、全ての鉄炮や附属品について比定できるわけではないが、帳簿(1)・(2)と照合することで、どの御側御筒かを確実に比定できる鉄炮も複数挺ある。また御側御筒を借りる者としては御小納戸頭取のほか、御広敷や奥陸尺なども見受けられる。御側御筒は藩主所有の鉄炮であるという性格から、借主もまた藩主の近くで務めていた人物が大半であったことが、御側御筒の貸借の特徴として挙げられる。

三 御側御筒の取り扱い

(一)松明方と安藤雲平の関係性と貸借

帳簿(5)の位置づけを明らかにしたところで、特に松明方の事例を取り

〈表4〉松明方一覧

	浅野三蔵	半田(浅野)鉄吉	浅野竹之丞	徳本弥九郎	徳本銀之丞	瀬田助三郎		
寛政8年(1796)	御徒格 6/15松明方と唱える			松明方		松明方		
享和2年(1802)								
文化4年(1807)								
文化15年(1818)								
文政8年(1825)								
文政9年(1826)							松明方見習い	
天保3年(1832)	小十人組 松明方もこれまで通り 務める					病死→		
天保9年(1838)								
天保13年(1842)							御目見以上	
弘化2年(1845)	病死→	松明方	小十人格 松明方もこれまで 通り務める					
文久3年(1863)								
慶応2年(1866)							病死→	松明方
慶応3年(1867)		病死→					松明方	
明治2年(1869)			松明方廃止		松明方廃止			

※本表は松明方であると確認できた人物を抽出し、その経歴を示した表である。表中の記載方法について2点
注記する。

- ・二重の罫線は、死去した年代を示すために用いた。
- ・「→」は松明方が引き継がれたことを示す。

上げて貸借や手入れの様子について述べてみたい。松明方を務めたことが確認できる人物は(表4)の通りである⁽²⁴⁾。これらの人物の経歴から、松明方は寛政八年(一七九六)から明治二年(一八六九)までその存在が確認できる。およそ二、三人が固定で松明方にいたこと、また親から子へ引き継がれていたことが確認できる。後に述べる通り、御側御筒の貸借・稽古と手入れをしていることから、藩主の側近くでの炮術に関する職務を担い、鉄炮を取り扱える技術を持った者であったと考えられる。改めて「拝借留」で確認できる松明方への貸借は次の通りである。

⑥瀬田太郎吉・徳本弥九郎

請取申御筒之事

一、鉄百目玉抱御筒 乾坤式挺
但御鑄形共

一、同五拾目玉抱御筒 壹挺

一、唐金五拾目玉抱御筒 三挺
但御鑄形共

一、同百目九寸棒火矢御筒 壹挺

一、鉄拾匁玉柑子口御筒 壹挺
但御鑄形共

一、同六匁玉柑子口御筒 壹挺
但御鑄形共

右之通、当年私共為稽古拝借仕候事、

慶応元年丑八月 瀬田太郎吉(白黒印)

徳本弥九郎(白黒印)

番立てと名称						
拾四番	拾五番	式拾壹番	番外	一	一	一
鉄百目玉引落御筒 壹挺	唐銅五拾目玉御筒 三挺 鑄形壹筋添	唐銅百目玉九寸御筒 壹挺	玉箱 壹荷	鉄五拾目玉抱御筒 壹挺	鉄拾匁玉柑子口御筒 壹挺 御鑄形共	鉄六匁玉柑子口御筒 壹挺 御鑄形共
○	○	○	○			
○	○	○	○		○?	○?
	○	○		○	○	
	○	○		○	○	○
	○	○		○	○	
	○	○		○	○	
○	○	○	○			
			一旦返納方申達候処差 当り不相分旨淺野三藏 申出候付、吟味中、			
	○	○		○	○	○
	○	○		○	○	○
明治6年(1873)6月杪	明治6年(1873)6月杪	御残十八番分廿七番 迄之間江組入				

御小納戸御役所

右は慶応元年（一八六五）の事例だが、松明方の御側御筒の貸借は、経年でその様子をたどることができる。それを示したのが〈表5〉である。〈表5〉から、基本的に毎年同じ鉄炮を松明方は借りていることが確認できよう。稽古の内容は、火薬を使った実射だったのか、構えだけを行う稽古だったのかは定かではないが、百目玉など比較的大きな口径の鉄炮が使われ、毎年同じ流儀の稽古が行われていたであろうことが推測される。ところで鉄炮を借りる場合、基本的にはたとえ同じ鉄炮を毎年借りるとしても、一年のうちに一旦返納することが原則であった。それは「尾州御小納戸日記」安政四年（一八五七）十二月五日条に、「願済之上、拝借相成居候御鉄炮小道具并御書物類等、年境ニ付、来ル十五日迄ニ不残致返納、猶又拝借相願度輩ハ改済之上、致拝借候様、左之御役々江相達候」とあることがその根拠となる。松明方も御側御筒を返納する必要があったことは、左の史料からも窺える。

一、松明方之輩拝借罷在候

御側御筒、是迄拝借続相成居候付、御締筋おいて不可然候間、以来年々返上方取計候様致度旨御側懸江相達置候処、左之通今日右役申聞候付、安藤雲平^{支配ニ而}御筒取扱^江申談候、

御小納戸頭取衆

御松明方之輩、

御側御筒返上方之儀、頃日被申達候、右者毎年三月御貸渡相成、八月返上之筈、相心得拝借罷在候、御筒此節其役所江返上可取計旨申渡候、仍申談候、

九月⁽²⁵⁾

十月十二日、本文御筒令以返上不致候付、来ル十六日昼前之内、返上いたし候様且若雨天ニ候ハ、日送ニ心得候様、今日御松明方申達、安藤雲平^江申談候、同十六日、本文御筒令日御松明方應出致返上候付、謹取候。

〈表5〉松明方が借用した御側御筒一覧

		番立てと名称			
		九番	拾壹番上	拾壹番下	拾三番
		唐金百匁玉五寸御筒 壹挺	鉄百目玉抱御筒 壹挺	鉄百目玉抱御筒 壹挺	朱塗鉄百目玉引落御筒 壹挺
根拠となる 史料と年代	帳簿(3)	享和3年(1803)	○	○	○
	帳簿(1)	文化6年(1809)	○	○	○
	帳簿(4)	安政3年(1856) 2月13日条		○	
	帳簿(4)	安政3年(1856) 3月20日条		○	
	「尾州御小納戸日記」	安政4年(1857) 5月28日・晦日条		○	
	「尾州御小納戸日記」	安政5年(1858) 2月14日条		○	
	「尾州御小納戸日記」	万延元年(1860) 正月10日条		○	
	帳簿(4)	文久2年(1862)条		○	
	帳簿(2)	文久3年(1863)頃	○	○	○
	帳簿(1)	元治元年(1864)12月			
	拝借留	慶応元年(1865)8月条		○	
	帳簿(5)	慶応3年(1867)条	○	○	○
	帳簿(1)～ 現在に至るまでの動向			明治6年(1873)6月払	明治6年(1873)6月払

※本表は松明方が江戸時代末期にいかなる御側御筒を借りていたのかを経年で示した表である。表中の記載方法について3点注記する。

- ・「尾州御小納戸日記」以外の根拠となる史料の表記は、本稿で紹介した帳簿・略称と対応する。
- ・番立ての表記方法や御側御筒の名称は、史料に準じて表記した。
- ・「○?」となっている箇所は、該当項目に比定できる可能性があることを示している。

松明方は御小納戸頭取から御側御筒を三月に借り、八月に返納をするこ
とになっていたものの、この時は九月になっても返納していない。さらに、
書き入れによると、十月十二日になっても御小納戸頭取へ返納されず、も
し雨天でなければ十六日に返納するよう御小納戸頭取から松明方へ催促し
ている。

しかし実は例外的に、松明方には毎年返納する必要のない鉄炮も存在し
た。それらは「拝借留」ではなく、帳簿(1)・(2)に記載されている。例え
ば帳簿(2)には次のようにある。

九番 御鉄炮箱
一、唐金百匁玉五寸御筒 壹挺

御紋附

右者御松明方之者定御預り二而年々不及返上、御松明方ニ差置候、
このように松明方への貸借は「拝借留」に登場する他の事例とは若干異
なる部分があった。

簡単に松明方の貸借手続きもたどっておきたい。まず、願書を提出し、
そこから御小納戸頭取へ申し伝えられる。ただし願書の提出先は御用人で
あったようである。⁽²⁶⁾「拝借手形」を取り調べ、請取の日時が御小納戸頭取
から申し伝えられる。安政五年の場合は二月十四日にこの旨が伝えられ、
「拝借手形取調、来ル廿日受取可罷出⁽²⁷⁾」とことが松明方へ伝えられてい
る。帳簿(4)にも安政五年二月十四日の状況が書き残されている。

一、御松明方御筒拝借方之儀相願候付、例年之員数ニ引当、来ル廿日
引渡候筈、筆役共談判之上相済御取調大森勘之丞殿江差出置候⁽²⁸⁾、
帳簿(4)の記主である安藤雲平は松明方に御側御筒を渡すための準備を
していたようである。また年によっては左のように記録されている。

一、御松明方之輩拝借之御筒、別帳之通村瀬（行瀬卷三）江申達候上、今日瀬田五助江引渡ス、⁽²⁹⁾

この場合、安藤雲平が御小納戸頭取に報告した上で、直接松明方の瀬田五助に渡したと解釈できる。御側御筒の管理主体はあくまで御小納戸頭取であるので、安藤雲平の判断で活動するのではなく、あくまで御小納戸頭取から安藤雲平が指示を受けて御側御筒を準備し、しかるべき日に松明方へ渡されたと考えられる。⁽³⁰⁾

ところで、松明方が御側御筒を貸借・返納するにあたり、御小納戸頭取以外に登場する人物である、安藤雲平についても合わせて着目したい。先に引用した「尾州御小納戸日記」安政四年十二月五日条には続きがあり、「但、御松明方之輩江、安藤雲平分爲相達」るように指示されている。やはり松明方は御小納戸頭取ではなく、安藤雲平とのやり取りの様子が窺えるのである。では、松明方はなぜ毎年返納する必要のない鉄炮を持つことができ、また、安藤雲平なる人物と個別にやり取りしていたのだろうか。そのために、安藤雲平が何者なのかを明らかにしておきたい。

安藤雲平は尾張藩内に二人確認でき、一人は安藤雲平、もう一人は後に安藤雲平を名乗る次三郎である。本稿で用いる史料には、この二人とも登場している。まず一人目の安藤雲平は文政十三年（一八三〇）に御小納戸詰、天保十三年（一八四二）に御小納戸頭取支配を務めている。⁽³¹⁾便宜上、本稿ではこの人物を「初代雲平」と呼ぶこととする。初代雲平は天保十三年段階で既に、「是迄通」御側組同心の砲術世話も任り、御側御筒御手入方なども務めるとある。田付流の鉄炮を取り扱うことができ、天保三年に病死した箕浦貞助⁽³²⁾の職務を初代雲平が引き継いだと思われる。もう一人の安藤雲平は初代雲平の養子で、もとは次三郎といい、安政二年から雲平を名乗り始め

る。安政元年に初代雲平が病気を患い、翌年に御暇となっており、その後を安藤雲平が引き継いだと考えられる。養父である初代雲平と同じく、御側組同心の砲術世話を任り、御側御筒御手入方などを務めている。帳簿（4）は安藤雲平が次三郎を名乗っていた時代から控えのために残した記録であり、安政二年から始まっていることは、まさに初代雲平の後を継いだことを示すのであろう。

以上のことから、初代雲平および安藤雲平は鉄炮の取り扱いに長けていた人物であるとみなせる。⁽³³⁾そして、二人の安藤雲平と松明方が関与する理由は、双方が鉄炮の手入れを担っていたためではないかと考えられる。左の史料は嘉永四年（一八五二）の御側御筒の手入れに関する問い合わせとその回答である。

尾州御小納戸頭取様 正木宗兵衛

以手紙申進候、其表各様御預り、御土蔵入

御側御鉄炮御手入方之儀、当時安藤雲平并同心江御談為御取計之趣、兼而承知いたし居候、右ハ箕浦貞助在勤中ハ同人も相勤候儀与存候、其已前往古之処ニ而ハ御松明方江御談候儀ニも候哉、此段致承知度可成丈
甲行御吟味御否御申越被下度、仍之御問合申進候、以上、

七月十七日

右委細御紙面之趣致承知及吟味候処、留等も無之に与いたし候儀ハ不
相分候得共、田付流御筒之儀ハ箕浦貞助在勤中ハ同人相勤、其後安藤雲平引受ニ而同心共ニ為取計、田付流にて無之御筒御磨之儀ハ以前より
当時ニ至候而も御松明方ニ而為取計候事ニ有之候、依之及御報候、以上、

七月廿四日

猶々貞助以前田付流御筒無之、貞助時代ニ御張立相成候、此段も申送

候、以上³⁶、

御側御筒の手入れに関しての問い合わせにはこのようである。初代雲平と御側組同心で相談し、御側御筒の手入れを取り計らっていることは承知している。箕浦貞助在勤中は箕浦貞助も務めていたことを知っている。それ以前の昔のことは松明方にも相談してはいたのではないかとある。それに対しての返事はこうである。調査したが留などがなかったためわからない。田付流の鉄炮は、箕浦貞助在勤中は箕浦貞助が務め、その後、初代雲平が引き受けて御側組同心とともにに行っている。田付流ではない鉄炮の手入れは以前から現在に至るまで松明方で取り計らっている、とのことである。ここから窺えるのは、田付流の鉄炮は初代雲平、田付流ではない鉄炮は松明方が手入れを担っていたという区別があったことである。また帳簿(一)には「御明松方御手入引請之分^{廿番}」の付箋が付けられている上、田付流の鉄炮は製作と管理に関して別の帳簿が存在し、それが取り扱い上での区別があったことの傍証ともなる。田付流の鉄炮は、文化十一年(一八一四)に製作がはじまり、各鉄炮には『千字文』から字があてられ、その字が銃身に象嵌された鉄炮である。最終的に天から冬まで二十目筒一挺・三十目筒一挺を一セットとして、合計二十三セットが完成する³⁸。製作後の見分は箕浦貞助やその門弟の他、細野篠兵衛・松平甚之進・長谷川惣蔵・中野惣右衛門・大森勘之丞など御小納戸頭取たちが二、三人で実施している。田付流という流儀に則った形式の鉄炮であることから、その流儀を心得た箕浦貞助などが、管理主体である御小納戸頭取とともに見分を実施したのであろう。

(二)御側御筒の管理にかかる変遷

さて、田付流の鉄炮かそうでないかという点が松明方と安藤雲平の取り扱い基準の一つとなっていた。初代雲平が田付流の炮術に詳しくたため、田付流の鉄炮を取り扱うという点は極めて合理的で納得がいく。しかし、安政年間に入ると、状況が次第に変化してきたようである。一つは貸借規定の変化、もう一つは管理の一元化についての变化である。松明方は御小納戸頭取へ返納する必要のない鉄炮を所有できるなど、特殊性を持っていたことは先述の通りである。ただし、松明方にかかわらず、元来、藩主所有の鉄炮を藩役人などが貸借できることが特殊な状況であることは忘れてはならない。この点について、帳簿(4)安政二年十二月二十一日条に書き写された「伺」の中に左の通り、記録されている。

(前略)

一、御側御筒之儀、近来格別之

思召を以奥向之輩初御配下向江茂一般ニ拝借相済、且御貸渡可相成御筒数も少キ事ニ付、以来ハ表御筒拝借方江付、兼而御触極之通於奥も左之通根之儀役々江御申談之方候半哉、

一、御筒拝借願之儀、正月廿日迄ニ相願候事、

一、右御筒返納方之儀、十二月廿日迄ニ必返納可致事、

一、御鉄炮拝借之願書一手ニ御渡相成候得ハ御筒吟味之上、夫々前頭御用留江記、印紙与引替御貸渡方之事、

一、御松明方之輩、御筒拝借返納方之儀茂前頭同様為相心得候事、
(以下略)

御側御筒は、「近來格別之思召」によつて貸し出されていたのである。史料中の「表御筒」はいわば藩所有にかかる鉄炮を指すと思われる。ここから、「表御筒」の貸借規定を御側御筒の貸借にも適用する様子が窺える。「表御筒」がいかにかに貸借されていたのか、これまで言及された研究が管見の限り見当たらないため、参考として論じておく。「表御筒」の貸借は、藩法によつて規定されている。鉄炮の貸借について比較的時期の早い法令は天明六年（一七八六）二月十日付の触留記載のものである。

触留³⁹二月十日

一、例年夏中御筒拝借相願候輩、向後二月晦日迄ニ可相願候、右已後願出之分ハ願書不受取筈之事、

ここには、二月晦日までに願書を出すよう規定される。また「例年夏中御筒拝借相願候輩」とあることから、鉄炮の貸借は毎年継続的に行われていたことが窺える。しかしその二十数年後には、願書の提出について変更が加えられる。文化九年の『類聚尾藩諸法度』ならびに『尾州触帖通辞留⁴⁰』によると、これまでは年寄中へ願出していたが、今後は城代へ申し出るよう規定されている。つまり、願書の提出先がこの時変更された。なお、願書の提出時期に関してはこれまで通りとされているので二月晦日までであり、変更はない。さらに文政七年になると、願書を提出する時期が早まり、正中中に城代へ差し出すよう規定される⁴¹。そして嘉永五年の『尾州触帖通辞留』には「御筒拝借願、正月廿日迄ニ御城代へ差出」とあり、文政七年段階より願書の提出時期が若干早くなった。このように藩法を参照すると、藩所有の鉄炮の貸借に関して、願書の提出先と提出時期に変遷があったことが確認できる。帳簿⁴²安政二年十二月二十一日条に記録されている規定は、藩法の嘉永五年の「表御筒」の貸借規定を反映していると言え、さらに松明方もこの規定に準じて「御筒拝借返納方之儀茂前頭同様為

相心得候事」とされている。ある種、特別扱いされていた松明方がここで他と足並みを揃えることが求められている。また、管理の一元化という点からも安政二年に動向が見える。

一、今般御改革ニ付御道具懸引揚り候付、御鉄炮等可引渡旨、山田誠四郎より申越、御松明方おいて彼是申立候由申聞半然分相分兼候付、左之通渡辺弥十郎殿江申達候、

御側御有合御鉄炮之内、御手入引請取扱候御筒等之儀、御締筋江付可相渡旨、先シ御道具懸引申聞候、就夫是迄ハ田付流御鉄炮を初其余共御改仕、鏝多之御筒等追々御手入仕候付、私引請之御筒辺尔与差定候儀無御座、并御筒等御用と相成候節者、養父在勤中ハ御道具懸とも申合、都而養父取扱申候処、於御松明方御手入取扱候御筒之儀ニ付、今般申立之趣茂有之由付而ハ、於右役秘し候御筒之儀如何程ニ候哉相弁不申候間、篤与御吟味被成下候様仕度、且御鉄炮御目録帳之儀御品与符合不仕分茂相見候付、今般御締筋等専引請相勤候儀ニ候得ハ、相懸之者も無御座事故仕来ニ、泥モ其俣請取置候而ハ、追而御吟味等御座候節、誠以及迷惑可申候間、何卒私引請取扱候御鉄炮等御品数ニ引当、御目録帳御改正之上、右下帳御渡被成下候様仕度、仍之申上候、

十二月

安藤雲平⁴²

今回の改革で、御道具懸が引き上げることになった。鉄炮引き渡し旨が山田誠四郎から安藤雲平に申し伝えられた。安藤雲平は、これまで、田付流の鉄炮をはじめ、その他の御側御筒も改めて手入れたことがあると述べた上で、御筒御用となった時は、養父（初代雲平）在勤中には、御道具

懸と申し合わせて全て養父が取り扱っていた、という。しかし、松明方で手入れをして取り扱っている鉄炮の詳細までは把握していなかったよう
で、松明方で秘している鉄炮はどれくらいあるのか調査をしたい旨を安藤
雲平が御小納戸頭取に対して申し入れていた。また「御鉄炮御目録」と実
際に保管されている鉄炮を照合するために、「下帳」も必要としている。
さらに四日後には安藤雲平が御小納戸へ伺いを提出している。

伺 雲平

(中略)

一、右役おいて御手入筋引請之御筒御手入方之儀申上候得者、御締之
為メ御筒等出入共夫々相改候方候半哉、

附、本文御筒之儀、年々御手入茂不仕儀ニ付、萬一御手扱之御
筒出来候而ハ御締筋ニ茂拘り候事ニ付、一手ニ御改仕如何之儀相
見候得ハ、其段申通御手入為取計候方候半哉、併御秘筒等之訳
持方江付申立之儀茂有之候ハ、猶御評議之上、根之儀御取極
之事、

(以下略)⁽⁴³⁾

松明方でも御側御筒の手入れを実施していたが、これからは安藤雲平の
もとで改め、手入れに手扱きがあつてもいけないので一手に引き受けたい
旨を記している。

一、前頭申通候御松明方之儀、病氣等ニ而引籠多ニ付 御迎下相済候
上ニいたし度旨申出候由、就夫鏑多之御筒等こなたニ而一手ニ御
磨取計候答申談候間心得候様、宗兵衛殿被申間候、⁽⁴⁴⁾

また右の通り、二年後の安政四年三月十日条でも、松明方が病気で引き
こもりも多いため、鏑の多い鉄炮なども当方(安藤雲平)のもとで一手に

近世大名家における鉄炮管理と記録

磨きたいとの旨を安藤雲平が御小納戸頭取へ申し出ている。

これらを踏まえると、松明方と二人の安藤雲平による御側御筒の管理と
手入れについてはこのようにまとめられる。大前提として、御小納戸頭取
のもと、御側御筒が管理されている。ただし取り扱いについては、松明方
に稽古や手入れのために貸し出される形で行われていたが、特に文化十一
年以降に田付流の鉄炮が製作されてからは、箕浦貞助や初代雲平などの鉄
炮の取り扱いに長けた人物が関与するようになった。さらに安政二年の貸
借規定の変化や御道具懸の引き上げ、さらに松明方の病氣などにより、安
藤雲平が一手に鉄炮の手入れを引き受けるといふ変遷をたどることとなっ
たのである。安政二年を画期として、御側御筒の管理の一元化が進められ
たと言えよう。特に、安政二年の御道具懸の引き上げと安政元年からの初
代雲平の病氣が重なったことは、安藤雲平にとっては急なことでその大変
な様子が窺われる。安政二年十二月二十八日の安藤雲平の記録が参考とな
ろう。

一、御松明方拝借罷在候御筒返納ニ付、請取方之儀渡^(渡辺弥十郎)刃殿^(渡辺弥十郎)御談ニ
候処、御貸渡之御筒数等不相分候付、山田誠四郎江申通、同人立
合、扣御土蔵江相納候、委細之儀ハ誠四郎承知也、就夫左之通組
頭を以申達候、

御側御筒出入等之御用向、養父在勤中者御道具懸共申合、次々
取扱来申候処、去冬^(去冬)養父病氣ニ付御道具懸^(御道具懸)専引請相勸申候
間、私儀当役蒙仰候而茂、右御用筋更ニ相弁不申候、然処今般
右役御引揚ニ付差懸り急御用等被 仰付候節、是まで取扱之手
続相分兼御用支ニ茂相成、甚迷惑仕候間、右御用向都而私江被
仰付候御儀ニ茂御座候ハ、以後相懸り之者茂無御座候付、

行々彼は疑惑無之ため御品数等御目録帳ニ引当人念相改、夫々篤与承計置候様仕度奉存候、就夫御締筋之儀等委曲頃日奉伺候趣、早行御評議被成下候様仕度、依之申上候、

十二月

安藤雲平⁽⁴⁵⁾

まず、松明方からの返納を受けるにあたり鉄砲の受け取りについて安藤雲平が渡辺弥十郎に相談したところ、貸し渡した鉄砲が何挺であるかをそもそも把握していなかったようである。ひとまずは扣御土蔵に返納されたようであるものの、結局、御側道具や書物の取り扱いを引き受けていた御小納戸詰の山田誠四郎が立ち会い、返納を把握する形でその場は収束している。しかし、これについて安藤雲平は今後の状況も踏まえて危惧したようである。御小納戸頭取へ次のような意見を申し述べている。御側御筒の出入りの御用向きについては、養父である初代雲平が在動中は御側具懸と申し合わせて取り扱ってきた。しかし安政元年から初代雲平が病気になり、御側具懸がもっぱら引き受けており、私(安藤雲平)がこの鉄砲出入りの役をこうもつてもよくわからない。そのような時に、今度は御側具懸が引き上げるとのことである。急に御用を命じられた。これまでの手続きがわからず、御用に差し障りがある。この御用向きを私に命じられるならば、以後は、「相懸り之者」いわば担当者がいなくても疑惑のないように品数などの目録帳を準備し、入念に改め、それぞれわかるようにしたい。これについて伺いたく、早く評議をしてほしい、と。これまでの御側御筒の管理は御側具懸がいたことに加え、鉄砲を熟知する箕浦貞助や初代雲平をはじめ立ち会った御小納戸頭取など、個々の能力によることも大きかったであろうことが推察できる。先述の、御側御筒の手入れを一手に引き受けたいという安藤雲平の意見も、全体を一括に取り仕切ることで、御側御筒の状況を

把握しやすくするために必要となったからであろう。こうした動きは安藤雲平個人に集約したいがためではなく、懸りの者がいなくても管理できるように制度を整えようとする、特筆すべき動きである。これについては、先に引用した史料の中でも「御鉄砲御目録帳」と実際に保管している鉄砲を照合して、現状を把握し直そうとしている点から、誰でもいつでも把握可能な、帳簿の管理番号に基づくシステムティックで一元的な管理を目指す意識があったことが窺える。

以上のことから、当初は松明方と安藤雲平で鉄砲の種類によって区別されており、なおかつ松明方については返納する必要のない御側御筒を所有することができると、特殊性が明らかになった。一方で、安政二年を画期に、御側御筒の管理の一元化が進むことになる。この背景を裏付ける確固たる要因は史料制約により詳らかにしたが、安政二年は奇しくも尾張徳川家十四代慶勝による海防政策がピークを迎える時期に近い⁽⁴⁶⁾。こうした尾張藩における物品管理のあり方の変化は、当時の社会状況と連関させて検討していく必要があることを示唆する。ただし管理という制度的側面が変化したのであって、御側御筒における西洋銃の割合が増大したり、長く保管されてきた御側御筒の性格が変化したわけではないことにも目を向けるべきであろう。

おわりに

尾張藩における鉄砲の管理を貸借や手入れの視点から、御側御筒の帳簿を用いながら論じてきた。また、貸借に伴う記録の作成および帳簿の位置づけについても考察を加えた。本稿で明らかになったことをまとめつつ、

今後の課題を提示して結びとしたい。徳川美術館が所蔵する御側御筒に係る帳簿の性格として、管理台帳的性格と留帳的性格の二種類を確認することができた。帳簿(1)・(2)・(3)は管理台帳的性格の帳簿で、改めの際に作成されていたと考えられる。改めが行われて新たな帳簿が作成されても過去の帳簿が全て廃棄されたわけではなく、情報を書き加える形で、明治時代の管理まで記載が見られる。

御側御筒の貸借は、管理台帳とは別に「拝借留」のような帳簿が作成されて管理された。貸借理由のうち具体的に確認できるのは砲術稽古のためであるが、大半は「内々」というように理由不明であった。「内々」であることがむしろ、藩主の道具である御側御筒の性格が貸借にも表れていると言えよう。

また、御側御筒の手入れも貸借をした上で実施することとなる。御側御筒の管理主体は御小納戸頭取であるが、実際に御側御筒を取り扱うのは、砲術や鉄砲の取り扱いに長けた箕浦貞助や初代雲平・安藤雲平であった。特に彼らと松明方との関係は密接で、両者ともに御側御筒の手入れをするという点において職務に重なりがあることが理由であると考えられる。御側御筒の手入れについては、当初は田付流以外の御側御筒を松明方が、田付流の鉄砲を箕浦貞助や初代雲平が行うという区別があった。しかし、安政二年の御道具懸の引き上げや松明方の病気により、次第に安藤雲平が一手に引き受ける傾向へ方針転換していった。また、安藤雲平から御小納戸頭取へ出された意見からは、安政二年の藩の職務にかかわる改革を経験したことにより、帳簿の管理番号に基づくシステムティックな管理方法の確立を目指していたことも確認できた。御側御筒の管理は、貸借規定の変化もあり、安政二年が御側御筒の管理の一つの画期であったことが明らかと

なった。

今回、本稿では管理に焦点を絞って考察したため、新たな鉄砲の製作(新規張立)に関わる事例には触れることができなかった。新規張立には国友氏・芝辻氏をはじめ水野氏などの職人が関わり、その費用が藩から支給されていることが確認できる⁽⁴⁷⁾。鉄砲の製作にも多くの職人が関与しており、製作を中心とした人的関係や製作システムが別に存在するはずである。また稽古などで鉄砲を使用する場合には、鉄砲を構えるだけの稽古もあるが、実射での稽古が行われる場合もある。鉄砲は銃身だけでは単なる青銅や鉄の筒でしかなく、火薬があつて初めて威力を発揮する。鉄砲が貸借され、稽古が行われていることは、ある一定量の火薬が使用されていることも想定しうる。火薬の原料である硫黄や塩硝は御側御筒と同じく御小納戸のもとで管理されている。鉄砲は手入れや修復が必要なこととはあつても、完全に失われるわけではない。一方、火薬は使用されればその場で一定量が消費されてしまい、買い足す必要がある。御側御筒以外にも、こうした様々な物品の動向を検討することで、当時の管理状況を把握できるとともに、尾張藩にかかわる人々の動きを複合的に解明する手立てとなろう。なお火薬の購入・使用については今後、考察を進め、報告の機会を得たい。

註

(1) 鉄砲には、鉄砲・鉄砲・御筒など様々な呼び方があるが、本稿で検討の対象とする藩主所有の鉄砲の場合は、「御側御筒」と示し、それ以外の一般的な事項として論じる場合には「鉄砲」の表記を用いた。また、砲術や大砲などに使われる砲または砲の字は、「砲」に統一した。ただし、史料や先行研究を引用する場合は表記はこの限りではない。

(2) 安田修氏の研究は次の通りである。

- ・「尾張藩の矢田河原砲場について」〔「もりやま」二、守山郷土史研究会、一九八三年〕。
- ・「尾張藩矢田河原砲場の砲術訓練について」〔「もりやま」三、守山郷土史研究会、一九八四年〕。
- ・「尾張藩矢田河原砲場に関する一考察(一)」〔「銃砲史研究」一七八、日本銃砲史学会、一九八六年〕。
- ・「尾張藩矢田河原砲場に関する一考察(二)」〔「銃砲史研究」一八〇、日本銃砲史学会、一九八六年〕。
- ・「矢田河原における稲富家の鉄砲稽古場について」〔「もりやま」十一、守山郷土史研究会、一九九二年〕。
- ・「幕末尾張藩の山田河原における軍事訓練について」〔「もりやま」十二、守山郷土史研究会、一九九三年〕。
- (3) 安田修氏の研究は次の通りである。
 - ・「幕末尾張藩所有の鉄砲について」〔「郷土文化」第四十四巻一号、名古屋郷土文化会、一九八九年〕。
 - ・「尾張藩での鉄砲鍛冶・台師・金具師の作業状況―天明三年より文化九年までの二十九年間―」〔「銃砲史研究」三〇七、日本銃砲史学会、一九九九年〕。
- (4) 慶勝の手にかかる史料の中で、西洋砲術にも目が向けられている。それについては、岩下哲典「改革指導者慶勝の思想的背景―慶勝直筆「目録」の分析をもとに―」〔「幕末日本の情報活動―「開国」の情報史―」、雄山閣出版、二〇〇〇年、初出一九九四年。なお本書は二〇〇八年に改訂増補版、二〇一八年に普及版が出されている。〕や藤田英昭「徳川慶勝「諸品新聞書」に関する一考察―ペリー来航・異国関連図像の紹介を兼ねて―」〔「金鯢叢書」四十七、公益財団法人徳川黎明会、二〇二〇年〕の研究が挙げられる。
- (5) 大村有隣「名古屋城並尾張藩国防の研究」(助愛社、一九三七年)。また、木原克之「尾張藩の幕末・維新」(ブックスヨップマイタウン、二〇一〇年)でも、尾張藩の海防政策について鉄砲にも触れながら述べられている。
- (6) 岩下哲典「幕末尾張藩の海防と藩主慶勝の役割―慶勝による海防整備の実態とその出発点―」〔「幕末日本の情報活動―「開国」の情報史―」、雄山閣出版、二〇〇〇年、初出一九九一年〕。
- (7) 前掲註(3)論文「幕末尾張藩所有の鉄砲について」。
- (8) 「駿府御分物御道具帳」や「駿府御分物三似寄候御品々書抜」(いずれも徳川美術館所蔵)にも鉄砲の記載はあるが、限定的である。
- (9) 合綴されている道具帳や、番号の振られていない冊子もあるためこのような記載に留めた。
- (10) 前掲註(3)論文「尾張藩での鉄砲鍛冶・台師・金具師の作業状況―天明三年より文化九年までの二十九年間―」。
- (11) 安田修「尾張藩の田付流千字文の鉄砲について」〔「銃砲史研究」三七二、日本銃砲史学会、二〇一二年〕。
- (12) 徳川美術館では道具帳あるいは蔵帳と呼んでいるが、そのような表記であると、所有する道具類を列記したような冊子が想定される。しかし、本文でも触れている通り、留帳のような日記形式のものも含まれていることから、本稿ではまとめて帳簿と称することとする。
- (13) 江戸時代段階に付けられたもの表紙と、後世に史料保護のため付けられた表紙の二種類がある帳簿があるが、帳簿のタイトルを示す際には、もとの表紙の外題を記載した。
- (14) 以下、本稿で史料を示す場合には、原則、常用漢字で表記した。また筆者の史料解釈を明示するため、適宜説点を付した。また史料中に「同」や「右役」などが出てきた場合や人名を比定する必要がある場合は「」で補った。翻刻した文字のうち、置き換えるべき文字や、文字自体に対する補足については「」で補った。
- (15) 以後、本稿では、帳簿名ではなく「帳簿(1)」などのように番号で記すこととする。
- (16) 前掲註(3)論文「幕末尾張藩所有の鉄砲について」。
- (17) 帳簿(4)嘉永元年(一八四八)十月十日条。
- (18) 帳簿(4)嘉永元年十月二十五日条。
- (19) 帳簿(5)に次の通り記録されている。
九番 一、唐銅百目玉五寸御筒 志挺

右者御松明方江定御預りニ而年々不及返上筈候処、文久三亥御吟味之節、古采紛失之由ニ而不相分旨、浅野三藏申出候事、

右の御側御筒は帳簿(1)の「九番 御鉄炮箱」に入る唐金百目玉五寸御筒のことである。帳簿(1)ではこの御側御筒の情報が書かれた短冊に付箋が貼り付けられ、そこには次の通りある。

本文御筒元治元年子十二月、一旦返納方申達候処、差当り不相分旨浅野三藏申出候付、吟味中、

(20) 「デジタル版名古屋城下お調べ帳」(名古屋博物館、二〇一三年)の「名古屋藩士大全」による。

(21) 前掲註(20)。

(22) 前掲註(20)。なお、鈴木助七郎は明治三年(一八七〇)に尾張徳川家の家従となっており、この時、山田誠四郎の次座となっている。

(23) 前掲註(20)。

(24) 前掲註(20)のほか、「尾州御小納戸日記」によった。なお「尾州御小納戸日記」はいずれも徳川林政史研究所所蔵である。松明方の人物経歴について、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏からもご助言をいただいた。

(25) 「尾州御小納戸日記」弘化三年(一八四六)九月十日条。

(26) 「尾州御小納戸日記」安政四年(一八五七)五月二十八日条、「尾州御小納戸日記」安政五年二月十四日条から確認できる。場合によっては御側懸の場合もあつたようだ(「尾州御小納戸日記」万延元年(一八六〇)正月十日条)。例えば、「尾州御小納戸日記」安政四年五月二十八日条のうち、手続きが確認できる部分は左の通りである。

別紙御松明方御筒拝借之儀、願之通相済候間、拝借手形取調明後晦日請取可罷出旨、稽古相済次第返上可致并御用之節ハ直ニ可取計旨をも夫々御申談有之様存候、仍右沓通返戻申達候、

五月廿八日

御小納戸頭取

(27) 「尾州御小納戸日記」安政五年二月十四日条。

(28) 帳簿(4)安政五年二月十四日条。

(29) 帳簿(4)安政七年正月十七日条。

近世大名家における鉄炮管理と記録

(30) これについては、例えば、帳簿(4)安政三年三月二十日条で、

一、御松明方御鉄炮拝借願相済候付、立合可相渡旨、松井市兵衛殿被申聞候由筆役申越候付、今朝出勤徳本弥九郎・瀬田五助江左之通引渡、其段西郷重太夫殿江申達候、

と、立ち会って渡すよう命じられていることから確認できよう。また返納時の状況が確認できる史料も参考のために記しておく(帳簿(4)安政六年十二月二十七日条)。

一、御松明方拝借之御筒返納ニ而(村瀬左三郎)村瀬殿江申達、封印請、御土蔵江相納候、返納時も、御小納戸頭取の村瀬斧三郎に報告し、封印を請けて土蔵に納めていることから、実際に取り扱っている者は安藤雲平であると思われる。

(31) 前掲註(20)。

(32) 前掲註(20)。

(33) 箕浦貞助については、「尾州御小納戸日記」や「尾州御留守日記」(徳川林政史研究所所蔵)、前掲註(20)で確認することができる。また岡本柳英「尾藩史余録」(黎明書房、一九六五年)でも紹介されている。それらによると、寛政四年(一七九二)に御庭御足輕から御歩行格御小納戸詰になった。天保三年(一八三三)には田付流砲術の修行を命じられているもの、同年病死した。箕浦貞助自身も御歩行格御小納戸詰の頃に御側御筒を借りている。参考のため、「尾州御留守日記」文政八年(一八二五)四月九日条を紹介する。

一、左之願書指出候付、例之通済口付札を以申談候、

一、田付流荒之字御筒 一箱

一、唐金式百目居台御筒 一挺

御鑄形共

右

御側御筒当夏中拝借仕度奉願候、

已上、

四月 御徒格 御小納戸格箕浦貞助

(34) 帳簿(4)安政二年十二月二十八日条に「去冬々養父病氣ニ付」とあるため、

安政元年に病氣を患つたとわかる。

(35) 安藤雲平は砲術にも長けていた。例えば、「尾州御小納戸日記」嘉永五年正月十二日条に所収の、初代雲平および御小納戸頭取が出した文書の写しには、左のように記されている。

(前略)

私儀星山流砲術打方等之儀、小十人格に而病死仕候箕浦貞助門弟ニ而、皆伝相済居申候付、別紙ニ奉願候、

公義御秘事三拾目玉打試方等之儀、願相済申候ハ、前頭星山流抱打方之儀も町前等打試申度奉願候、以上、

正月

御徒格
御小納戸頭取

安藤雲平

御徒格御小納戸頭取支配安藤雲平儀今般田付四郎兵衛

公義御秘事三拾目玉車台伝授相済候付、年々於矢田河原打試并右節御側組同心共中筒之儀も為打試度旨且右願相済候ハ、星山流抱打方之儀茂町前等打試度旨、夫々別紙之通願出候付、右二通指出申候、宜御評議御座候様致度、仍之申達候、

正月

御小納戸頭取

安藤雲平は田付流の師範である田付四郎兵衛から秘事の砲術を伝授されたのみならず、星山流の砲術も身に付けていたようである。

(36) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年七月二十四日条。

(37) 「田付流鉄砲目録」徳川美術館所蔵。なお本帳簿については、安田氏が前掲註(11)論文で取り上げている。

(38) 前掲註(11)論文。現在、徳川美術館で確認できる田付流の鉄砲は「天」象眼および「地」象眼の鉄砲のみである。

(39) 徳川林政史研究所所蔵「尾州惣留記便覧」天明六年(七八六)二月十日条。

(40) 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第二巻 法制編(一)』(名古屋市教育委員会、一九六〇年)。

(41) 『尾州触帖通辞留』(前掲註(40)所収)および『藩士必携』(名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第三巻 法制編(二)』名古屋市教育委員会、一九六一年)。

(42) 帳簿(4)安政二年十二月十七日条。

(43) 帳簿(4)安政二年十二月二十一日条。

(44) 帳簿(4)安政四年三月十日条。

(45) 帳簿(4)安政二年十二月二十八日条。

(46) 前掲註(4)岩下氏論文。

(47) 例えば、「御鉄砲御用留」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。

(徳川美術館 学藝員)

表1 「文化六年巳正月改 御鉄炮帳 巻」(帳簿(1))

通番	箱番号	朱番号	鉄炮名称・作者	貝数	長さ	形状ほか	台の素材ほか	払・組替	その他情報
1	六番 御鉄炮箱	壹	御鉄炮 清克張	1	3尺3寸2分	四匁玉御筒金御紋万字象眼御金具赤銅 慶長十八年丑十一月吉日	樫	十二番江入	
2		ニ	御鉄炮 清克作	1	3尺4寸7分	三匁四分玉角御筒金象眼香車御金具赤銅 (朱字)「入記ニハ五分トアリ」	樫	此分、申三月御払	
3		三	刃鉄重張御鉄炮 清克張	1	3尺4寸9分	三匁八分玉角御筒御紋筆金象眼御金具赤銅 慶長十九年戌五月吉日	樫	十二番江入	
4		四	南蛮鉄火矢鉄面二重張 御鉄炮 野田善清克作	1	3尺5寸5分	四匁玉角御筒桐之塔金象眼御金具赤銅 慶長十五年戌二月吉日	樫	申三月御払	
5		五	刃鉄重張御鉄炮 清克作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具赤銅、 巢内疵有り、	樫	申三月御払	
6		六	三重張御鉄炮 清克作	1	3尺6寸7分	三匁五分玉角御筒金御紋 亀甲象眼御金具赤銅 慶長拾六年十月吉日	樫	十二番江入	【銃砲3】
7		七	巻張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺	四分七厘梅金象眼角御筒 御金具赤銅 地板=金之丸象眼入 延宝七未十一月吉日	樫	壹番へ入	
8		八	御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺3寸	八分玉角御筒御金具赤銅、 鏡疵不足、	樫	壹番へ入	(貼紙)「御屋形御用=而廻ス、」
9		九	以南蛮鉄大筒鉄重張 御鉄炮 芝辻作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒金象眼 御金具赤銅銀筋入り、 巢内不勝かまで先ま割レ 有、	樫	申三月御払	
10		十	惣巻張御鉄炮 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮	樫	申三月御払	
11		かるこ	4						
12		御鉄炮袋 内 萌黄羅紗 九ッ 内御ひも不足 黒羅紗 貳ッ	11					申三月御払	
13	七番 御鉄炮箱	壹	イギリス御鉄炮 無銘	1	5尺4寸8分	玉目差渡五分二厘六匁玉=候哉、 金銀重象眼火蓋金御紋附御 金具真鍮惣毛彫	桐	四番江入	(付箋)「安政四巳七月朔日、 御側江上ル、大森殿御承知也、」 【銃砲1】
14		二	御鉄炮 無銘	1	3尺9寸7分	五匁四分玉角御筒御金具 四分一	樫	申三月御払	
15		三	御鉄炮 無銘	1	4尺1寸3分	玉目差渡五分二厘六匁玉=候哉、 銀象眼御金具鉄、	しをし (塩地)	四番江入	【銃砲4】
16		四	巻張御鉄炮 芝辻小兵衛作	1	5尺2分	三匁五分玉御筒御金具真鍮	桑	申三月御払	
17		五	青符巻張御鉄炮 芝辻清正作	1	4尺5寸3分	壹匁玉御筒御金具四分一	樫	四番江入	嘉永七寅二月御用=付出、 【銃砲56】
18		六	南蛮下張御鉄炮 清克作	1	4尺4寸9分	玉目差渡四分九厘六匁玉=候哉、 金爪之象眼御金具四分一 慶長十六年亥五月吉日	樫	申三月御払	
19		七	御鉄炮 野田善清克作	1	4尺	玉目差渡四分四厘四匁五分 玉=候哉、 御金具四分一	樫	申三月御払	
20		八	御鉄炮 無銘	1	3尺6寸9分	渠口五分二厘六匁玉=候哉、 銀象眼人形毛彫御金具赤銅	樫	四番江入	
21			かるこ	3					
22		九	鉄六匁玉角御筒 無銘	1	4尺3寸	御金具真鍮	樫	申三番御払	右者嘉永六丑年、元御筒江戸表江 御廻相成、其後此御筒相渡候付 吟味中、先々相納置、
23	三番 御鉄炮箱	壹	以青符鉄三重張 御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同(芝辻)彦八清元	1	2尺5寸3分	三匁五分玉御筒金象眼 御金具赤銅	樫	申三月御払	
24		二	以青符鉄重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同(芝辻)彦八清元	1	2尺5寸	但八分玉御筒御金具赤銅	樫	申三月御払	
25		三	御鉄炮 清克張	1	2尺4寸6分	六匁玉角御筒御金具四分一	樫	申三月御払	
26		四	完栗刃張御鉄炮 国友甚兵衛重当作	1	2尺3寸	十匁玉小路口御筒銀=而 桜象眼御金具鉄象眼入	樫 但接臺 也、	式番江入	「拝借等=不出管、」 「明曆三年西正月吉日、」 【銃砲29】
27		五	地鉄鍛張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	2尺	丸御筒、 五十匁玉田村矢御筒、 真鍮矢倉付御金具赤銅、	樫、 黒付、	申三月御払	

28	六	南蛮筒御鉄炮 無銘	1	1尺6寸	六匁玉筋小路口御彫物有 御金具鉄真鍮、	樫、 黒付、	申三月御払	
29	七	南蛮御鉄炮 無銘	1	1尺1寸1分	三匁八分玉小路口鍾馗象眼 御金具真鍮	樫、 黒付、	申三月御払	
30		かるこ	2					
31	八	鉄式弋玉短御筒	2				十五番江入	桐箱入
32		御鉄炮下袋	2					
33		緋羅紗上袋	1					附属之品々高麗ろ 長持入
34		御紋附黒塗口葉入	1					
35	壹	御鉄炮 野田善清克張	1	4尺5分	四匁八分玉角御筒金御紋 御金具四分一	樫	申三月御払	
36	二	御鉄炮 善四郎 無銘	1	4尺8分	六匁玉角御筒御金具四分 一、 但竈鉄損シ、	樫	申三月御払	
37	三	御鉄炮 無銘	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒巴筋真鍮 象眼御金具赤銅	樫、 損有り、 火皿損、	申三月御払	
38	四	御鉄炮 松屋半九郎長政作	1	3尺1寸5分	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但目当なし、渠中疵、	樫	申三月御払	
39	五	御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但間之金不足、	樫	申三月御払	
40	六	御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但二之鉄不足、	樫	申三月御払	
41		かるこ	3					
42	壹	以青背鉄三重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同 (芝辻)彦八清元作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒象眼 御金具赤銅	樫	十二番江入	
43	二	御鉄炮 芝辻清吉助倉作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮	樫	申三月御払	
44	三	御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮	樫、 御臺金物 共損シ、	申三月御払	
45	四	御鉄炮 桑屋清太夫常長作	1	2尺3寸	壹匁五分小路口御筒ぶどう 象眼御金具真鍮	樫	四番江入	【銃砲65】
46	五	御鉄炮 芝辻藤右衛門(勝左衛門) 作	1	3尺	三匁五分玉角御筒御紋桔梗 象眼御金具赤銅	樫	十二番江入	この鉄炮の製作者は「芝辻藤右 衛門」と書かれているが、そこ に合点を付し、「勝左衛門」と追 記されている。
47	六	御鉄炮 銘不見	1	3尺3寸5分	三匁四分玉角御筒御金具 真鍮	樫	申三月御払	
48	七	御鉄炮 清克作	1	3尺1寸8分	三匁五分玉角御筒御紋鷹之 羽金象眼御金具四分一	樫	十二番江入	
49	八	刃鉄二重張御鉄炮 長政作	1	2尺3寸	三匁五分玉小路口御筒重象 眼御金具赤銅、 火蓋雨覆象眼入、	樫	十二番江入	【銃砲66】
50	九	鉄三匁五分玉角御筒 清克作	1	3尺5寸	桔梗金銀鷹之羽金紋象眼 御金具四分一	樫	十二番江入	右者嘉永四亥年五月六日、元御 筒御用ニ而出、安政四巳十一月、 此御筒御下相成候付吟味中、 先々相納置、
51	十	鉄三匁五分玉御筒 芝辻理三郎作	1	3尺3寸	金具真鍮	樫	申三月御払	弘化元年辰十二月御道具掛受 取相納、
52	十一	鉄三匁五分玉鑄形	1				御払候	鑄形の名称の右肩に朱字で「九」 とあり。
53	十二	ヒ鑄鍋	3				御残	「箱入、」 「弘化元年辰十二月御道具掛御受 候相納、」
54	壹	御鉄炮	1	3尺	但壹匁角御筒御金具赤銅	樫	納番壹番江入	
55	二	とんぼう御鉄炮 讃州国友七左衛門張	1	2尺8寸5分	但四分七厘玉角御筒御紋金 高象眼蜻蛉象眼入御金具真 鍮、 但雨覆間之金不足、 (付菱)「鉦抜かたく籠鉄 損し」	槐	壹番江入	【銃砲20】
56	三	茶のミ三星御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺	三匁五分玉筋小路口御筒 茶之実三星象眼入御金具 真鍮	樫、 但御臺損 し有り、	申三月御払	
57	四	南蛮筒御鉄炮 無銘	1	3尺4寸5分	三匁五分玉筋小路唐草人形 象眼入御筒御金具四分一	樫	十二番江入	
58	五	二文字御鉄炮 芝辻清正張	1	3尺3分	三匁五分玉角御筒金ニツ引 象眼御金具四分一	樫	十二番江入	
59	六	桔梗御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉筋小路御筒御紋 金象眼桔梗象眼入御金具赤 銅	樫	十二番江入	
60	七	御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 四分一、 但損シ有り、地板鉄一本 不足、	槐	申三月御払	

61	八	御鉄炮 芝辻基三郎張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 四分一	しをし (塩地)	申三月御払	
62	九	御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺7寸	三匁五分玉筋小路口象眼入 御筒御金具赤銅、 但間の金不足、先キせん穴 一ツ損し、	樫	十二番江入	
63	十	御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺8分	三匁五分玉筋小路口御筒象眼 入史魚文字有之御金具四分 一、 但地板鉄不足、	樫	拾貳番江入	【銃砲25】
64	十一	御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但御金具不足、	樫	申三月御払	
65	十二	御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸1分	三匁五分玉角御筒御金具 四分一、 用心金上鉄不足、	樫、 但御臺 損、	申三月御払	
66		鑄形 三匁五分	1					
67		銅火繩懸	1					
68	七番	御鉄炮 国友勝左衛門作	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮帶懸ヶ付、 但腰差、	沢栗	拾六番江入	
69		二	玉薬袋 早合拾放分ツ、 火繩老懸ヶツ、 口薬入老ツツ、 火打帯車二入 老ツツ、	10			御残	
70	八番 御挾箱老 荷	御鉄炮 国友勝左衛門張	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮帶懸ヶ付、 但腰差、	沢栗	拾六番江入	【銃砲37】【銃砲38】
71		二	玉薬袋 早合拾放分ツ、 火繩老懸ヶツ、 口薬入老ツツ、 火打帯車二入	10			御残	
72	九番 御鉄炮箱	唐金百目玉五寸御筒	1	(5寸)	御紋附			「御松明方之者定御預り=而、年々 不及返上御松明方=差置候、」 (付箋)「本文御筒元治元年子 十二月、一旦返納方申達候処、 差当り不相分旨浅野三藏申出候 付、吟味中、」
73	拾番	唐銅折返シ御筒 無銘	1	1尺8寸	小路口御筒三匁五分玉三放 出御金具真鍮、	御臺樫	申三月御払	箱入、
74		鑄形 (朱字)「鉄唐銅」	2					
75		瓢形銅薬入	1					御残、 無点之品々ハ長持 入、
76		同断(瓢形)口薬入	1					御残
77		御筒笠	1					
78		斗合	1					
79		かるこ	1					
80	二	腰差御鉄炮 芝辻彦八郎作	1	1尺2寸	丸小路口御筒三匁五分玉御 金具真鍮火挾ひとり上り口 薬火蓋之内江入帯懸付	樫、 臺裏=早 合八放分 付、	十五番江入	「箱入、」 「損し、」
81	三	三挺仕込御鉄炮	1		(朱字)「損し」		申三月御払	
82	四	唐金百目玉御鉄炮 辻弥兵衛作	1	9寸		御臺付	御残十八番シ廿七 番迄拾挺番へ組入	
83	五	三匁五分玉小御鉄炮	1		南蛮象眼	臺なし	申三月御払	此御筒稻留平左衛門方=而御吟味 之処、臺被仰付候得ハ御用立候 由申上ル、
84	六	小御鉄炮	1		金具損し	基損し	申三月御払	「右同断(御筒稻留平左衛門方=而 御吟味)之処臺鉄物損し御用立不 申旨申上ル、」 「(朱字)「但火打付」」 「右老箱=入ル、」
85	七	御鉄炮	1		三匁五分玉金物不足、 右同断之処、御修覆雖(難) 成旨申上ル、 かるこなし、(朱字)「但火 打付」、			(付箋) 「外=七印(貼紙朱字)「右御鉄炮 老挺不相見処、御長持之内=此書 付有之候付追而吟味之ため爰=張 置、嘉永元申十月廿八日、」御鉄 炮火打付も同日出ス、都合二挺 十八番之内シ卯九月八日出ス、」
86	八	御鑄鍋	5				御残	「箱入、」 「宝暦四年戌壬二月廿六日閏又右 衛門方請取此所江入置、」
87	九	御鉄炮	1	3尺3寸	角御筒三匁玉御金具真鍮、 御鑄形添、	樫	申三月御払	寛政元酉年芝辻長三郎差上ル、
88	十	御鑄鍋 御鑄形老箭添	5				御残	
89		かるこ	1					

90	拾叁番上		鉄(朱字)「銅」百目玉抱打御筒 国友甚六郎	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄	樫	明治六六月払	「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相済、」	
91	拾叁番下		鉄百目玉抱打御筒 国友九左衛門	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄	樫	明治六六月払	「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相済、」	
92	拾貳番		唐金百目玉飛龍御筒	1	1尺8寸			御残十八番分廿七番迄之間へ組入	「箱入、」 「此御筒延享四年卯七月遠山大膳分相廻ス、」	
93	拾三番		朱塗鉄百目玉引落御筒芝付 無銘	1	2尺4寸5分	御金具真鍮火挾鉄、 但尾ねし、		明治六六月払	「(朱字)「浅野三蔵張札」」 「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相済成り候御筒、」	
94	拾四番		鉄(朱字)「銅」百目玉御引落筒芝付 国友甚次郎重政作	1	2尺5寸	御金具真鍮火挾鉄、 但巻金付、		明治六六月払	「(朱字)「瀬田勘三郎張札」」 「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相済成り候御筒、」	
95	拾五番		唐銅五十匁玉御筒	3	2尺2寸	御金具真鍮、 鑄形老筋添、	樫	明治六六月払	「三箱二入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相済成候御筒、」 「(付箋朱字)「此内老挺御松明」」	
96			天保十亥年新規御張立鉄((朱字)「唐銅」)五十目玉抱御筒 芝辻茂右衛門作	1	2尺2寸	御金具真鍮	樫	明治六六月払	「箱入、」 「(付箋)「吟味、」」	
97	拾六番 御鉄炮箱		御鉄炮 清堯作	2	3尺7寸	小路口御筒御金具赤銅、 但三匁五分玉、	樫、 黒塗金御紋付、	十二番江入		
98			下袋浅黄羽二重萌黄初			(朱字)「不足」		御袋明治六十月御払		
99			上袋猩々皮御紋付裏萌黄茶丸							
100			胴薬入セ、り口薬玉袋共						御残	
101	拾七番上	壹	御鉄炮 芝辻理右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樫	申三月御払		
102		二	御鉄炮 芝辻藤右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樫	申三月御払		
103		三	御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(角御筒三匁五分玉御金具真鍮)	(樫)	申三月御払		
104		四	御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(角御筒三匁五分玉御金具真鍮)、 用心金銀老本不足、	(樫)	申三月御払		
105		五	御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(角御筒三匁五分玉御金具真鍮)	(樫)	申三月御払		
106	拾七番下	杖箱 のうち	緋羅紗御鉄炮袋	5				明治六五月払		
107			胴薬入	5		臘色中貫菱御紋付		吟味、御残、		
108			玉袋	5		萌黄紋羅紗初萌黄緋打		御残		
109			口薬入	5		黒革中貫菱御紋付		御残		
110			疾筒	20		黒塗				
111			胴らん	5		青漆革中貫菱御紋付、 初萌黄緋打、		御残		
112	火繩紺もめん	5					明治六五月払			
113	拾八番 御長持	壹 箱 の うち	真鍮屋ぐら	1				御残		
114			象牙口薬入	1				御残		
115			せ、り	4						
116			合	5						
117			二 箱 の うち	御染火繩	17					明治六五月払
118			三 箱 の うち	尺八御筒薬入	23		(貼紙)「さめ青貝其外品々」			明治六五月払
119			四 箱 の うち	御口薬入	28		内御紋付三ツ			内六ツ申三月御払、 明治六五月払、
120			五 箱 の うち	御胴薬入 品々	4		(付箋)「三 水牛、老金唐革、」			御残
121	六 箱 の うち	御玉袋、玉	28		内四不足			明治六五月払		
122	七 箱 の うち	御鑄形 大小	32					御残		
123	八 白木 箱 の うち	御早合 五ツ宛入	10		内七包玉添			明治六五月払		
124		上革御銃卵	1							
125		御早合	20					明治六西五月払		
126		上革紋印傳御銃卵	1							
127		御早合	5					明治六西五月払		
128		御口薬入	1		損し					

129		御紋付 金摺はがし御銃卵	1					明治六西五月払		
130		御早合	5							
131		上革金唐革御銃卵	1							
132		御早合	6		内三ツ玉添					
133		御口薬入	1					明治六西五月払		
134		せ、り	1							
135		早合	35						(付箋)「御用=而御側へ上ル」	
136	九 桐の 箱ヅツ のうち	御鑄鍋 大小	15					御払候		
137		祢ち抜	7		内沓本壘			内五本御残		
138		御火繩挾	2		但銅一、真鍮一			明治六五月払		
139		目釘抜	2		樋五本添			御残		
140		釘	1					不見		
141		栓抜	2					御残		
142	十 桐の 箱ヅツ のうち	真鍮矢倉	3						箱入	
143		煮黒め 目札	2							
144		銅定合 大小	2		壱ツ損し					
145		合	14		内沓ツ柄付			明治六五月御払		
146		せ、り	4					同断(明治六五月御 払)		
147		定合 小	3		内二ツ象牙、壱ツ木			御残		
148		真鍮御ヒ	2					申三月払		
149	十一	革御鉄炮袋	10		但金御紋付			申三月御払		
150	十二	春慶塗箱	1		引出し九ツ			明治六五月□□御 払		
151		御早合	140					同断(明治六五月□ □御払)		
152		御鑄形	1					御残		
153		御口薬入	1		せ、り添			御払候		
154	十三 白木 御箱	銀唐革御銃卵	1		御早合式拾玉共、 御初祭上袋萌黄木綿、			明治六五月払		
155	ツツ のうち	銀唐革御銃卵	1		御早合式拾玉共、 御初祭上袋萌黄木綿、			明治六五月払	此御初、安政元辰十月九日御用 =而出入、大森勘之丞承知、	
156	十四	鉄百目玉御鑄形	1							
157	拾九番	一 御鉄炮 無銘	1	1尺1寸4分	三匁玉丸筋八重小路口御筒 御金具真鍮、 (朱字)「袋入、」	樞、 御臺中川 孫平治 作、		十五番入	「拾九番」に記される品々は「享 和元年西二月御買上ケ。」である。 「(貼紙朱字)「此御鉄炮老提矢部 彦右衛門承知之旨、拝借帳=見 ル、嘉永元申十月廿八日、」	
158		二 御鉄炮 無銘	1	1尺2寸3分	丸小路口四匁玉ニ候哉、 御筒御金具真鍮火鉄鉄、 袋入、	樞、 御臺中川 蔵有作、 □□し□ □、		納番吟味		
159		三 御鉄炮 無銘	1	1尺6寸6分	六匁玉角格子口御筒御金具 真鍮	樞 御臺中川 孫平次作		申三月御払		
160		四 御鉄炮 五挺揃 松屋作	1	1尺2寸	三匁五分玉御筒御金具真鍮	樞		申三月御払		
161		五 六匁玉鑄形	1					御払候		
162		六 三匁三分五厘玉鑄形	1							
163		七 三匁五分玉同断(鑄形)	1							
164		八 三匁三分玉同断(鑄形)	1						御払候	
165		祢ち抜						御残		
166	貳拾番	御買上 唐金五拾目玉御筒	1	1尺7寸	藤唐草、 唐金鑄形沓箭、	槐		未三月御払		
167	貳拾壹番	唐銅百目玉九寸御筒	1	(9寸)	真金鉄火矢筒、 (付箋)「吟味中、」	御臺付		御残十八番分廿七 番迄之間江組入、	「箱入、」 「右、御松明方之者年々拝借済 候御筒、」	
168	貳拾貳番	御買上 鉄三拾目玉御筒	1	2尺4寸3分	金具真鍮火挾鉄、 鑄形沓箭、 (朱字)「共」	樞		申三月御払	箱入	
169	番外	玉箱	1		棒せたとも、 金御紋付革覆懸り、				「文化三年寅九月出来御松明方江 渡シ切=相成ル、」 「(付箋)「本文御玉箱元治元年子 十二月、一旦返納方申達候処差 当り不相分旨浅野三蔵申出候付、 吟味中、」	
170	貳拾参番	唐銅貳百目玉御筒	1	2尺5寸	地紋雲形 鑄形添	樞、 共臺、		未十二月御払	「文化元年子四月御買上ケ、」 「箱入、」	
171	貳拾四番	鉄百目玉地御筒 芝辻傳左衛門作	1	2尺3寸	鑄形唐銅 沓箭添、 象眼木瓜二ツ引、箱入、			申三月御払	「文化四年卯九月御買上、」 「右御筒之儀江戸表江御廻=付、 御小道具類出来、委細別帳=記、 嘉永七寅三月江戸表へ御下ケ成 ル、」	
172	貳拾五番	貼紙が上部で止めてあり、読めず。							文化五年辰十二月御買上、	

173	貳拾六番		唐金貳百目玉居臺御筒	1	3尺5寸	唐金鑄形壱箭箱入添	楓、摺臺添、	未十二月御払	文化五年辰十二月御買上、	
174			鉄百目玉抱御筒 乾	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄、唐金香箱鑄形壱箭、芝辻小兵衛、同(芝辻)佐蔵作、	櫻	明治六六月払	「文化九年申二月、新規張立力様濟乾坤式挺、」 「右式箭文化十一年戌十二月、原田清蔵作、」 「右式挺共嘉永七寅二月、江戸表へ差下ニ付、御小道具類等出来、委細別帳ニ記ス、」	
175	貳拾七番		鉄百目玉抱御筒 坤	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄、唐金香箱鑄形壱箭、国友勝左衛門重當、同(国友)鉄三郎作、	櫻			
176	貳拾八番		唐金三百目揚矢御筒	1	1尺8寸	萩野流ト有リ			文化七年午十一月御買上、	
177	貳拾九番		唐金四百目玉田村矢御筒	1	1尺9寸	金具真鍮	櫻	明治六五月御払	文化七年午十一月御買上、	
178	三拾番		伊賀張鉄百目玉抱御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	櫻	明治六六月払	文化七年午四月御買上、	
179			唐金香箱鑄形	1		文化十一年戌十二月、原田清蔵作、				
180	三拾壹番		鉄百五拾目玉抱御筒	1	2尺3寸	御金具真鍮、新規出来唐金香箱鑄形壱箭水野猪之次作、	櫻	明治六六月払	「文化十一年戌七月御買上、」 「右者百目玉之処百五拾匁玉ニ繰広々箕浦貞助流義之仕立ニ相成候事、」	
181	三拾貳番		唐金百目玉棒火矢居臺御筒	1	2尺1寸			未九月御払	文化十一年戌七月御買上、	
182	三拾三番		唐金百目玉居臺御筒 辻弥兵衛政種作	1	3尺		楓	未十二月御払	「文化十一年戌七月御買上、」 「嘉永七寅二月、江戸表へ御差下ニ付、御小道具類出来、委細別帳ニ記ス、」	
183			唐金香箱鑄形	1		文化十一年戌十二月、原田清蔵作、				
184	三拾四番		星山流唐銅百目玉棒火矢居臺御筒 原田清蔵作	1	2尺2寸				「右者文化十二亥冬、代金貳拾兩ニ而中山文左衛門ノ御買上之処、天保十四卯五月、同流都筑熊治ノ願之趣有之、蛭江理満右衛門殿御取扱、中野惣右衛門殿御承知にて、右御筒御差戻ニ相成候、但代金之儀者蛭江殿御承知ニ候、明日御目録めぐり揚之事、弘化三年五月四日一、右御筒其後段々稽古場ノ願之趣有之、代金上納之上、都筑熊治江再御差戻相成候付、御目録御取追而御番立直し候答、中野清右衛門殿初御承知ニ候事、」 その他、安政二年二月二十日の鉄炮取り扱いについて記載あり。	
185			鉄巻張拾匁玉角御筒	2				御残、式百番江入、		「春慶塗御筒(箱)入、」 「是者嘉永六丑年新規御出来、御上下之節々為御持相成、安政三辰年此御番立江札込、」 【銃砲41】 【銃砲42】
186			袋	2		白羅紗紋附		明治六五月御払事		
187	三拾五番		鉄百目玉火門自開抱御筒 芝辻茂右衛門 芝辻小兵衛 国友鉄三郎 芝辻傳左衛門作	1	2尺3寸	鑄形壱箭、御金具真鍮、	櫻	明治六六月払	文政三年辰七月箕浦貞助流義を以新規張立、但他流ニ拜借不相濟事、	
188	三拾六番	一	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	櫻	式番入	先年御買上、	
189		二	鉄六匁玉巻張御筒 国友弥兵衛尉作	1	2尺	丸柑子、金具真鍮、	櫻	式番入	享和元酉年御買上、	
190		三	鉄拾匁玉御筒 無銘	1	2尺5寸	金具真鍮	櫻	式番入	享和元酉年御買上、	
191		四	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	柑子付、金具真鍮、	櫻、但臺黒塗、(貼札)「御基ニ損し有、」	式番入		文化十年御買上、
192		五	鉄拾匁玉御筒 松屋二作	1	2尺1寸7分	金具真鍮	櫻	式番江入		文化十三年子年御買上、
193		六	鉄拾匁玉御筒 国友九左衛門重當	1	2尺5寸	金具真鍮	櫻	式番江入		文政元年寅十二月御買上、
194		七	鉄拾匁玉御筒 藍屋勝左衛門作	1	2尺3寸	金具真鍮	櫻	式番江入		文政三年辰十二月御買上、
195		八	稲留流 藤巻張鉄三匁五分玉御筒 江州国友藤兵衛能當作	1	3尺3寸	御金具真鍮	櫻		十二番江入	この鉄炮の記載は、貼紙に書かれており、貼紙の下には「藤巻張三匁五分玉御筒」の記載がある。 「天保五年午九月高木八郎左衛門ノ御買上、嘉永六年丑九月御臺金具出来、別箱江入、」 【銃砲10】
196	九・十		安政四巳年、右九番拾番之内江去去年、御在國中御鉄炮張芝辻理右衛門ノ差上候三匁五分玉御筒式挺、御鑄形壱箭添割入ル、委細別帳ニ記ス、					九十之御筒共申三月御払		
197	十壹		鉄六匁玉御筒 無銘	1	2尺2寸7分	金具真鍮	櫻	式番	文化十三年子冬御買上、	
198	十貳		拾匁玉鑄	1					享和元酉年御買上、	

199		十三	拾匁玉鑄形	1			御払	「文政四巳年御買上、」 「(貼紙)「此鑄形一箭植田九郎左衛門返納、残り子十二月、」」
200		十四	ヒ鑄鍋	3			御残	天保十四年卯閏九月、芝辻理三郎御指上、
201	三十七番		鉄式拾匁玉御筒 重當作	1	2尺3寸	雨覆鉄、 金物真鍮、 鑄形沓箭(朱字)「共」、	樫	申三月御払 文政三辰十二月御買上、 (鑄形)文政四巳年御買上、
202	三十八番		沓式三印 沓貫目玉背負練筒	3				明治六五月払 「(付箋)「三挺高麗」 「是者安政二卯年藤村庄太郎稽古場において製作方被仰付、カ様糺明濟、御開江差出ス、」 「右御筒之儀当分御手入方藤村庄太郎江御任ニ而御渡切ニ相成候事、但沓挺毎ニ御半横江入、棒細引共添渡ス、安政二卯年十月、」
203			四五六印 沓貫目玉背負練筒	3				明治六五月御払 是者安政四巳年於御側藤村庄太郎江製作方被仰付、同年カ様糺明濟、
204	三十九番	沓式三	唐銅式百目玉御筒	3				未十二月御払 「三十九番」の上部に付箋で「来冬御払」とあり。 「是者文久三年亥八月鷲見傳三郎より献上相成、」
205		四	唐銅式百目玉御鑄形	1			御払候	文久三年亥十二月御出来、
206		五	大鑄鍋	1			御払候	文久三亥年十二月御出来、

※本表は「文化六年巳正月改 御鉄炮帳 沓」(帳簿(1))に記載された鉄炮および附属品を一覧にした表である。

- ・ 事項の記載方法は、帳簿の表記に拠った。
- ・ 通番は筆者が整理のため独自に付した番号であり、帳簿中の番号は「箱番号」および「朱番号」の項に記載している。
- ・ 「同断」や補足すべき事項には()を用いて記載した。
- ・ 徳川美術館の伝存作例と比定できる鉄炮は「その他情報」の項に徳川美術館で用いている作品番号を【 】で記載した。
- ・ 判読不明の文字は□で示し、読点は筆者が適宜付した。その他情報に記すべき事項が複数ある場合は「 」を用いて区別した。

表2 「御側御筒目録」(帳簿(2))

通番	箱番号	朱番号	鉄炮名称・作者	員数	長さ	形状ほか	台の素材ほか	その他情報
1	式番	壹	鉄四匁玉御筒 清堯張	1	3尺3寸2分	金御紋万字象眼御金具赤銅 慶長十八年丑十一月吉日	樫	
2		貳	鉄三匁五分玉御筒 清堯作	1	3尺4寸7分	角御筒金象眼車御金具赤銅	樫	
3		三	刃鉄重張鉄三匁八角御筒 清堯作	1	3尺4寸9分	御紋筆金象眼御金具赤銅 慶長十九年戌(寅)五月吉日	樫	
4		四	南蛮鉄石火矢鉄面二重張 同(鉄)四匁玉御筒 野田善清堯作	1	3尺5寸5分	桐之塔金象眼御金具赤銅 慶長十五年戌二月吉日	樫	
5		五	刃鉄重張 同(鉄)三匁五分玉御筒 清堯作	1	3尺3寸	御金具赤銅、 巢内キス有、	樫	
6		六	三重張 同(鉄)三匁五分玉御筒 清堯作	1	3尺6寸7分	金御紋亀甲象眼御金具赤銅 慶長十六年十月吉日	樫	【銃砲3】
7		七	巻張四分七厘玉御筒 芝辻小兵衛清正作	1	3尺	梅金象眼御金具赤銅 地板ニ金之丸象眼入 延宝七未十一月吉日	樫	
8		八	八分玉御筒 同人(芝辻小兵衛清正)作	1	3尺3寸	御金具赤銅	樫	
9		九	以南蛮鉄大筒鉄重張三匁五分玉御筒 芝辻作	1	3尺5寸	御金具赤銅銀筋入、 巢内不勝かまで先キ刻有ル、	樫	
10		拾	惣巻張三匁五分玉御筒 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樫	
11			かるこ	4				
12	御鉄砲袋		11		内、萌黄羅紗九ツ 内御ひも不足、 黒羅紗式ツ			
13	式番	壹	イキリス六匁玉御筒 無銘	1	5尺4寸8分	金銀重象眼火蓋金御紋附 御金具真鍮惣毛彫	桐	【銃砲1】
14		貳	五匁四分玉御筒 無銘	1	3尺9寸7分	御金具四分一	樫	
15		三	六匁玉御筒 無銘	1	4尺1寸3分	銀象眼御金具鉄	しおし (塩地)	【銃砲4】
16		四	巻張三匁五分玉御筒 芝辻小兵衛作	1	5尺2分	御金具四分一	桑	
17		五	青苳巻張壹匁玉御筒 芝辻清正作	1	4尺5寸3分	御金具四分一	樫	【銃砲56】
18		九	鉄六匁玉御筒 無銘	1	4尺3寸	御金具真鍮	樫	
19		六	南蛮下張六匁玉御筒 清堯作	1	4尺4寸9分	巢口四分九厘金爪之象眼 御金具四分一 慶長十六年亥五月吉日	樫	
20		七	四匁五分玉御筒 野田善清堯作	1	4尺	管筥四分四厘 御金具四分一	樫	
21		八	六匁玉御筒 無銘	1	3尺6寸9分	銀象眼人形毛彫御金具赤銅	樫	
22			古臺	1				是者嘉永七寅年五印青苳巻張壹匁玉御筒 附御臺、新規出来候付御不用之分、
23			かるこ	3				
24	壹		以青苳鉄三重張三匁五分玉御筒 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸3分	金象眼御金具赤銅	樫	
25	三番	貳	以青苳鉄重張八分玉御筒 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸	御金具赤銅	樫	
26		三	六匁玉御筒 清堯張	1	2尺4寸6分	御金具四分一	樫	
27		四	完栗刃張拾匁玉柑子口御筒 国友甚兵衛重当作	1	2尺3寸	銀桜象眼御金具鉄象眼入 明暦三年酉正月吉日	樫、 但接臺、	拝借不相濟管、 【銃砲29】
28		五	地鉄鍛張五拾匁玉田村矢御筒 芝辻小兵衛清正作	1	2尺	丸御筒真鍮矢倉附 御金具赤銅	樫、 黒附、	
29		六	南蛮御筒六匁玉筋小路口御筒 無銘	1	1尺6寸	彫物有御金具鉄真鍮	樫、 黒附、	
30		七	南蛮三匁八分玉柑子口御筒 無銘	1	1尺1寸1分	鍾鬼象眼御金具真鍮	樫、 黒附、	
31		八	鉄式匁玉短御筒	2	1尺	御金具真鍮	樫	
32			御鉄砲下袋	2				
33			緋羅紗上袋	1				
34			黒塗御紋付口薬入	1				
35	四番	壹	四匁八分玉御筒 野田善清堯張	1	4尺5分	金御紋御金具四分一	樫	
36		貳	六匁玉御筒 善四郎 無銘	1	4尺8分	御金具四分一 (合点)箆鉸損し、	樫	
37		三	三匁五分玉御筒 無銘	1	3尺3寸	巴筋真鍮象眼御金具赤銅	樫	
38		四	三匁五分玉御筒 松屋半九郎長政作	1	3尺1寸5分	御金具真鍮、目当なし、	樫	
39		五	三匁五分玉御筒 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	御金具真鍮、 留之金不足、	樫	

40		六	三匁五分玉角御筒 同人(芝辻勝左衛門)作	1	3尺1寸	御金具真鍮、 二之鉄不足、	樫	
41			かるこ	3				
42		七	以青存鉄三重張 三匁五分玉角御筒 芝辻小兵衛清正 同彦八清元作	1	3尺5寸	金象眼御金具赤銅	樫	
43		式	三匁五分玉角御筒 芝辻清吉助舎作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樫	
44		三	三匁五分玉角御筒 芝辻勝左衛門作	1	3尺2寸	御金具真鍮、 御臺金物共損、	樫	
45		四	壹匁五分玉柑子口御筒 桑屋清太夫常長作	1	2尺3寸	ぶどう象眼御金具真鍮	樫	【銃砲65】
46		五	三匁五分玉角御筒 芝辻勝左衛門作	1	3尺	御紋桔梗金象眼御金具赤銅	樫	
47	五番	六	三匁四分玉角御筒 銘不見	1	3尺3寸5分	御金具真鍮	樫	
48		七	三匁五分玉角御筒 清亮作	1	3尺1寸8分	御紋鷹之羽金象眼 御金具四分一	樫	
49		八	刃鉄二重張 三匁五分玉柑子口御筒 長政作	1	2尺3寸	重象眼御金具赤銅 火蓋雨覆象眼入	樫	【銃砲66】
50		九	三匁五分玉角御筒 清亮作	1	3尺5寸	桔梗金銀鷹之羽金紋象眼 御金具四分一	樫	
51		拾	三匁五分玉御筒 芝辻理三郎作	1	3尺3寸	金具真鍮	樫	
52		拾一	同(三匁五分玉)鑄形	1				
53		拾二	ヒ鑄鍋	3				箱入
54		七	九やう四分七厘玉角御筒 讃州国友七左衛門張	1	2尺5寸	御紋金高象眼九囉象眼入 御金具真鍮、 天井銀丸座なし、	樫、 但御臺先 キ損シ、	(挟み込みの紙片) 「七式番御筒式挺、御鑄形老筋添、文久 三亥年九月廿四日 御屋形御用ニ而差上 置候処、慶応二年春玄同様 御參府之 御、式印御筒老挺御下ケ相成、」
55		式	とんぼう四分七厘玉角御筒 同人(讃州国友七左衛門張)	1	2尺8寸5分	御紋金高象眼蜻蛉象眼入 御金具真鍮、 但雨覆間之金不足、 鉾抜かたく籠鉄損、	槐	【銃砲20】
56		三	茶のミ三星 三匁五分玉筋柑子口御筒 松屋半九郎張	1	3尺	茶之夾三星象眼入御金具 真鍮	槐、 但御臺二 損し有ル、	
57		四	南蛮筒三匁五分玉筋柑子口御筒 無銘	1	3尺4寸5分	唐草人形象眼入御筒御金具 四分一	樫	
58		五	二文字三匁五分玉角御筒 芝辻清正張	1	3尺3分	御紋金ニツ引象眼御金具 四分一	樫	
59		六	桔梗三匁五分玉筋小路口御筒 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	御紋金象眼桔梗象眼入御金 具赤銅	樫	
60		七	三匁五分玉角御筒 松屋久太夫張	1	3尺3寸	御金具四分一、 但損シ有、地板鉄老本不 足、	槐	
61		八	三匁五分玉角御筒 芝辻甚三郎作	1	3尺3寸	御金具四分一	しをじ (塩地)	
62		九	三匁五分玉筋柑子口御筒 芝辻勝左衛門張	1	3尺7寸	象眼入御筒御金具赤銅、 但間之金不足、先キせん 穴壹ツ損し、	樫	
63		拾	三匁五分玉小路口御筒 松屋半九郎張	1	3尺8分	象眼入史魚文字有之御金具 四分一、 但地板鉄不足、	樫	【銃砲25】
64		拾一	三匁五分玉角御筒 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	御金具真鍮、 但御金具不足、	樫	
65		拾二	三匁五分玉角御筒 松屋久太夫張	1	3尺3寸1分	御金具四分一、 用心金上鉄不足、	樫、 但御臺損、	
66			三匁五分玉鑄形	1				
67			調火繩懸	1				
68		七	三匁五分玉角御筒 国友勝左衛門作	10	1尺2寸	御金具真鍮帶懸ヶ附、 但腰差、	沢栗	
69		式	玉葉袋 内ニ 早籠 拾放分ツ、 火繩 壹懸ツ、 口薬入 壹ツ、 火打道具帶車ニ入 壹ツ宛	10				
70		七	三匁五分玉角御筒 国友勝左衛門張	10	1尺2寸	御金具真鍮帶懸付、 但腰差、	沢栗	【銃砲37】 【銃砲38】
71	八番 御扶箱 老荷	式	玉葉袋 内 早合 拾放分宛 火繩 壹懸宛 口薬入 壹宛 火打帶車ニ入 壹ツ宛	10				
72	九番 御鉄炮箱		唐金百匁玉五寸御筒	1	(5寸)	御紋附		右者御松明方之者定御預リニ而、年々不 及返上御松明方ニ差置候、

73		唐銅折返御筒 無銘	1	1尺8寸	但柑子口御筒、 三匁五分玉三放出、 御金具真鍮、	樫	箱入	
74		鑄形 鉄唐銅	2					
75		瓢形胴薬入	1					
76		桐断(瓢形)口薬入	1					
77		御筒笠	1					
78		斗合	1					
79		かるこ	1					
80	拾番 御鉄炮長 持	式 腰差御鉄炮 芝辻彦八郎作	1	1尺2寸	丸柑子口御筒三匁五分玉 御金具真鍮、火拵ひとり 上り口薬火蓋之内江入帯 懸付、 臺裏早籠八放分付、	樫	箱入	
81		三 三挺仕込御筒	1					
82		四 唐金百匁玉御鉄炮 辻弥兵衛作	1	9寸		御臺附		
83		五 三匁五分玉短御筒	1		南蛮象眼	臺なし		
84		六 三匁五分玉短御筒	1		金物損し、 火打附 _二 面 _一 窓箱 _二 入 _一 、	臺損し		
85		七印三匁五分玉御筒之儀者、箕浦貞助在勤之頃、卯九月八日出候趣、元帳ニ見ル、						
86		八 鑄鍋	5				「箱入」 「宝曆四年戌壬二月廿六日関又左衛門の 請取、此所江入、」	
87		九 三匁玉角御筒	1	3尺3寸	御金具真鍮、 御鑄形添、	樫	寛政元酉年、芝辻長三郎の差上ル、	
88		拾 鑄鍋 御鑄形添	5					
89	かるこ	1						
90	拾壹番上	鉄百目玉抱御筒 国友甚太郎	1	2尺3寸	御金具真鍮火拵鉄	御臺樫	「箱入、」 「右者御松明方江年々拝借相済、」	
91	拾壹番下	鉄百目玉抱御筒 国友九左衛門	1	2尺3寸	御金具真鍮火拵鉄	樫	「箱入、」 「右者御松明方江年々拝借相済、」 「右拾壹番上下御筒之儀、嘉永七寅年三 月江戸表江御差下ニ付、式挺入御箱新規 出来之上、左之通附屬之品出来、 一、鑄鍋 壹枚 一、捻抜 壹本 一、銚抜 壹本 一、口薬入 式ツ 一、洗軽子 壹本 一、雑巾 式ツ 一、斗合 四ツ 一、玉 式拾 一、火打道具 壹通 一、セ、リ 四本 一、櫛大小 式本 一、油紙 式枚 一、火縄 六把 以上」	
92	拾貳番	唐金百目玉飛龍御筒	1	1尺8寸			「箱入、」 「右御筒延享四年卯七月遠山大膳の相廻 ス、」 【銃砲52】	
93	拾三番	朱塗鉄百目玉引落御筒 無銘	1	2尺4寸5分	御金具真鍮火拵鉄		右者御松(明)方江年々拝借相済、	
94	拾四番	鉄百目玉引落御筒 国友甚次郎重政作	1	2尺5寸	御金具真鍮火拵鉄、 但遺金付、		右者御松明方江年々拝借相済、	
95	拾五番	唐銅五拾目玉御筒	3	2尺2寸	御金具真鍮、 鑄形窓箭添、	樫	「三箱ニ入、」 「右者御松明方江年々拝借、」	
96		鉄五拾目玉抱御筒 芝辻茂右衛門作	1	2尺2寸	御金具真鍮	樫	「箱入、」 「天保十亥年新規御張立、」	
97	拾六番	三匁五分玉小路口御筒 清亮作	2	3尺7寸	御金具赤銅	樫、 黒塗金御 紋付、		
98		下袋			浅黄羽二重萌黄紵付不足			
99		上袋			猩々緋御紋付裏萌黄茶丸			
100		胴薬入玉袋口薬入		2通り 宛添	何連茂革包青染塗金御紋 金物赤銅 紅紵付			
101		セ、リ		銀筒赤銅				
102	拾七番上	式 三匁五分玉角御筒 芝辻理右衛門張	1	3尺	御金具真鍮	樫		
103		式 三匁五分玉角御筒 芝辻藤右衛門張	1	3尺	御金具真鍮	樫		
104		三 同(三匁五分玉角御筒) 無銘	1	(3尺)	右同断(御金具真鍮)	(樫)		
105		四 同(三匁五分玉角御筒) 同(無銘)	1	(3尺)	右同断(御金具真鍮)、 用心金鉄壹本不足、	(樫)		
106		五 同(三匁五分玉角御筒) 同(無銘)	1	(3尺)	右同断(御金具真鍮)	(樫)		
107		緋羅紗御鉄炮袋	5					

108		胴薬入	5		臙色中貫菱御紋付			
109		玉袋	5		萌黄紋羅紗初萌黄綿打			
110	拾七番下 杉箱沓ッ	口薬入	5		黒革中貫菱御紋付			
111			20		黒塗			
112		胴らん	5		青漆革中貫菱御紋付初萌黄 錦打			
113		火縄紺木綿	5					
114		せ、り	4					
115	老 箱沓ッ	斗合	5					
116		真鍮矢倉	1					
117		象牙口薬入	1					
118	式 箱沓ッ	御染火縄	17					
119	三 箱沓ッ	尺八御胴薬入	23		鮫青貝其外品々			
120	四 箱沓ッ	口薬入	28		内御紋附三ッ			
121	五 箱沓ッ	御胴薬入	4		水牛三ッ、 金唐革沓、			
122	六 箱沓ッ	御玉袋 品々	24					
123	七 箱沓ッ	御鑄形 大小	33					
124	八 白木箱 沓ッ	御早合五ッ宛入	10		内七包五添			
125		上革御銃卵	1		御早合式拾入	(付箋)「慶応元年丑九月、御用ニ而御側 江上ル、取扱松井武兵衛、」		
126		御紋付金摺はがし御銃卵	1		御早合五ッ入			
127		上革紋印伝御銃卵	1		御早合五ッ入、 御口薬入沓ッ、是ハ損じ、			
128		上革金唐革御銃卵	1		但御早合五ッ、内三ッ五 添、 御口薬入沓ッ、 セ、り沓本、			
129	拾八番 御長持	御鑄鍋 大小	15					
130		袴ち抜	7		内沓本樞			
131		御火縄挟	2		但鋼沓、真鍮沓、	「御鑄形入記」の書付が袋綴じの間にあ り。		
132		目釘抜	2		樋五本添			
133		鉤	1					
134	栓抜	2						
135	拾 桐の箱 沓ッ	真鍮矢倉	3				箱入	
136		煮黒め目札	2					
137		鋼定合 大小	2		沓ッ損し、			
138		斗合 品々	24		内沓ッ柄付、			
139		せ、り	4					
140	定合 小	3		内式ッ象牙、沓ッ木				
141		真鍮御ヒ	2					
142	拾一	革御鉄砲袋	10		但金御紋付			
143	拾二	御早合	140					
144	春慶 塗箱 沓ッ 引出 九ッ	御鑄形	1			(挟み込みの紙片) 「真鍮御ヒ沓、定合沓、斗合沓、安政四 巳年御用ニ而出ス、」		
145		御口薬入 セ、り添	1					
146	拾三	銀唐革御銃卵 御早合式拾玉共	1		御初紫上袋萌黄木綿			
147	白木 御箱 沓ッ	銀唐革御銃卵 御早合式拾玉共	1		御初紫上袋萌黄木綿			
148	拾四	鉄百目玉御鑄形	1		別御箱江入、			
149	拾五	三匁三分玉	423		別玉箱江入、			
150	拾六	三匁五分玉	3000		同断(別玉箱江入、)			
151	拾七	六匁玉	180		同断(別玉箱江入、)			
152	拾八	拾匁玉	178		同断(別玉箱江入、)			
153	拾九番	沓	三匁玉丸筋八重小路口御筒之儀、文政四年巳五月二日矢部彦右衛門承知ニ而出候 旨、拝借帳ニ見ル、					
154		式	四匁玉丸柑子口御筒 無銘	1	1尺2寸3分	御金具真鍮、火拵鉄、	樞、 御臺中川 蔵有作、	
155		三	六匁玉角柑子口御筒 無銘	1	1尺6寸6分	御金具真鍮	樞、 御臺中川 孫平次作、	享和元年西二月御買上、
156		四	三匁三分玉御筒 松屋作	5	1尺2寸	御金具真鍮、 御筒ニ彫有之、二四七八九、	樞	
157		五	六匁玉鑄形	1				
158		六	三匁三分五厘玉鑄形	1				
159		七	三匁五分玉鑄形	1				

160		八	三匁三分玉鑄形	1				
161			祢ち抜	3				
162	式拾番		唐銅五拾目玉御筒	1	1尺7寸	藤唐草象眼	槐	
163			唐銅鑄形	1				
164	式拾壹番		唐銅百目玉九寸御筒	1	(9寸)	真金鉄火矢筒、	御臺付	「箱入、」 「右者御松明方江年々拝借相済、」
165	式拾貳番		鉄三拾目玉御筒	1	2尺4寸3分	金具真鍮火拵鉄、	樫	箱入、
166	番外		玉箱	1		棒せたとも、 金御紋付草覆懸、		右者文化三寅九月出来、御松明方江渡し切=相成、
167	式拾三番		唐銅貳百目玉居臺御筒	1	2尺5寸	地紋雲形、 鑄形添、	樫	「箱入、」 「文化元年子四月御買上、」
168	式拾四番		象眼木瓜ニツリ鉄百目玉抱御筒 芝辻伝左衛門作	1	2尺3寸	鑄形唐銅 壹箭添、 箱入、		「文化四年卯九月御買上、」 「右御筒之儀嘉永七年寅三月、江戸表江 御差下=付、御箱新規出来之上、左之通 御附屬之品出来、 一、鑄鍋 壹枚 一、玉 拾ヲ 一、捻抜 壹本 一、銚抜 壹本 一、槌 (大小) 貳本 一、洗髭子 壹本 一、雑巾 壹筋 一、口薬入 壹ツ 一、セ、り 貳本 一、斗合 (赤銅) 壹本 一、火打道具 壹通 但袋 (江) 入 一、火縄 三把 一、油紙 壹枚 以上」
169	式拾五番		唐銅百貳拾目玉居臺御筒	1	3尺5寸	唐銅鑄形壹箭、		「文化五年辰十二月御買上、」 「本文御筒明治元年 御鑄濃之上、四斤 施條砲御鑄造=相成、」
170	式拾六番		唐銅貳百目玉居臺御筒	1	3尺5寸	唐銅鑄 (朱字) 「形」 壹箭箱 入添	槐、 摺臺添、	文化五年辰十二月御買上、
171			鉄百目玉抱御筒乾	1	2尺3寸	御金具真鍮火拵鉄、 唐銅香箱鑄形壹箭 芝辻小兵衛 同 (芝辻) 佐蔵	樫	「文化九年申二月新規張立、力様済、」 「右鑄形式箭共文化十一年十二月原田清 蔵作、」
172	式拾七番		鉄百目玉抱御筒坤	1	2尺3寸	御金具真鍮火拵鉄、 唐銅香箱鑄形壹箭 国友勝左衛門重当 同 (国友) 鉄三郎作	樫	
173	式拾八番		唐金三百目玉揚矢御筒	1	1尺8寸	荻野流与アリ、		文化七午年十一月御買上、
174	式拾九番		唐銅四百目玉田村矢御筒	1	1尺9寸	金具真鍮	樫	文化七午年十一月御買上、
175	三拾番		伊賀張鉄百目玉抱御筒	1	2尺3寸	金具真鍮、 唐銅香箱鑄形壹箭、文化 十一年戌十二月、原田清蔵 作、	樫	文化七午年四月御買上、
176	三拾壹番		鉄百五拾目玉抱御筒	1	2尺3寸	御金具真鍮、 新規出来唐銅香箱鑄形壹 箭、水野鉄之助作、	樫	「文化十一年戌七月御買上、」 「右者百目玉之処、百五拾目玉=繰廣ケ、 箕浦貞助流儀之仕立=相成候事、」
177	三拾貳番		唐銅百目玉棒火矢居臺御筒	1	2尺1寸			文化十一年戌七月御買上、
178	三拾三番		唐銅百目玉居臺御筒 辻弥兵衛政種作	1	3尺	唐銅香箱鑄形壹箭、文化 十一年戌十二月原田清蔵、	槐	「文化十一年戌七月御買上、」 「右御筒之儀、嘉永七寅年三月江戸表江 御差下=付、御箱并左之通り御附屬之品 出来、 一、鑄鍋 壹枚 一、玉 拾ヲ 一、捻抜 壹本 一、槌 壹本 一、洗髭子 壹本 一、雑巾 壹筋 一、口薬入 壹ツ 一、火打道具 一通 但袋江入、 一、火縄 三把 一、火縄拵 貳本 一、赤銅斗合 壹本 一、油紙 壹枚 以上」
179	三拾四番		星山流 唐銅百目玉棒火矢居臺御筒 原田清蔵作	1	2尺2寸			文化十二亥冬、代金貳拾兩にて、中山文 左衛門の御買上之処、天保十四卯五月同 流都筑熊治の願之趣有之、蛇江理満右衛 門殿・中野惣右衛門殿取扱=而御差戻 相成、天保十五辰年再上納之上、弘化三年 年五月猶又御差戻相成候事、
180			(付箋) 「(朱字) 「御召」 一、藤巻張拾匁玉御筒式挺 是者嘉永六丑年新規御出来 御上下之節々為御持相成、御金具赤銅、御臺樫、春慶塗御箱入、 御附屬之品々御鉄、筒頭之差上ル、」					この鉄炮の情報は、「三拾四番」の鉄炮 の情報の上に貼り付けられている。 【銃砲41】 【銃砲42】

181	三拾五番		鉄百目玉火門自開抱御筒	1	2尺3寸	御金具真鍮、 鑄形砲筒 芝辻茂右衛門 芝辻小兵衛 国友鉄三郎 芝辻伝左衛門作	樞	文政三辰年七月箕浦貞助流儀を以新規張立被 仰付候処、他流江拝借入、相済候事、
182		壱	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	樞	
183		弍	(朱字)「御召」 鉄六匁玉巻張御筒 摂州住国友弥兵衛尉作	1	2尺	金具真鍮	樞	
184		三	鉄拾匁玉御筒 無銘	1	2尺5寸	御金具真鍮	樞	享和元酉年御買上、
185		四	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	樞、 黒塗、	文化十年御買上、
186		五	鉄拾匁玉御筒 松屋作	1	2尺1寸7分	御金具真鍮	樞	文化三年御買上、
187		六	鉄拾匁玉御筒 国友九左衛門重当作	1	2尺5寸	御金具真鍮	樞	文政元年寅十二月御買上、
188		七	鉄拾匁玉御筒 監屋勝左衛門作	1	2尺3寸			
189	三拾六番	八	(朱字)「御召」 藤巻張鉄三匁五分玉御筒 江州国友藤兵衛能当作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樞	嘉永六丑年九月御臺金具出来、別箱江入、
190		九	三匁五分玉角御筒 芝辻理右衛門助長作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樞	(朱字)「〇」一、九番拾番御筒之儀無之候処、三匁五分玉御筒式挺御鑄形砲筒添御鉄砲張る差上候付、右御番立之内江割入、八番御筒共都合三挺鑄形砲筒入、別御箱江相納置、
191		拾	三匁五分玉角御筒 芝辻理右衛門助久作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樞	
192		拾一	鉄六匁玉御筒 無銘	1	2尺2寸7分	御金具真鍮	樞	文化十三年冬御買上、
193		拾二	拾匁玉御鑄形	1				享和元酉年御買上、
194		拾三	拾匁玉御鑄形	1				文政四巳年御買上、
195		拾四	ヒ鑄鍋	3				(付箋)「十八番長持へ入、」 「天保十四卯年閏九月芝辻理三郎より差上ル、」
196	三拾七番		鉄式拾目玉御筒 重当作	1	2尺3寸	雨覆鉄金具真鍮、 鑄形砲筒添、文政四巳年御買上、	樞	文政三辰年十二月御買上、
197			壱式三印 壱貫目玉背負練筒	3				「是者安政二卯年於 御側藤村庄太郎稽古場江製作方被 仰付、力様札明済之上差上ル、」 「右御筒之儀御手入筋=付藤村庄太郎江当分御預ヶ相成、但御筒壱挺毎=御半櫃江入、棒細引共添渡ス、」
198			(付箋)「高麗」 四五六印 同断(壱貫目玉背負練筒)	3				「是者安政四巳年、右同様庄太郎の御側江差上ル、」 「右御筒之儀当分透涼閣=差置、」
199	三拾八番 (付箋)		百目玉鉄丸	620				是者文久三年亥十二月、水野太郎左衛門より御買上、
200	「吟味」		式百目玉鉄丸	300				是ハ文久三年亥十二月、水野太郎左衛門より御買上、
201			鉄丸式百目玉	300				右同節(文久三年亥十二月、水野太郎左衛門より御買上)、新御殿江御買上之分慶応元年丑八月麗御土蔵江納ル、
202			八十目玉練筒	1		慶応二年二月力様、拾五匁御鑄形無之=付、安藤雲平稽古場=而玉製作取計、		是者元治元年子春御上京之節江州百姓共より献上=付、当分丑寅御櫃江相納置、
203			御鉄砲玉薬箱	2				是者御多門=有之候付、元治元年子十一月扣御土蔵江相納置、

※本表は「御側御筒目録」(帳簿(2))に記載された鉄砲および附属品を一覧にした表である。

- ・事項の記載方法は、帳簿の表記に拠った。
- ・通番は筆者が整理のため独自に付した番号であり、帳簿中の番号は「箱番号」および「朱番号」の項に記載している。
- ・「同断」や補足すべき事項には()を用いて記載した。
- ・徳川美術館の伝存作例と比定できる鉄砲は「その他情報」の項に徳川美術館で用いている作品番号を【 】で記載した。
- ・読点は筆者が適宜付した。その他情報に記すべき事項が複数ある場合は「 」を用いて区別した。

表3 「享和三亥年改 御鉄炮帳」(帳簿(3))

通番	通番との対照		箱番号	朱番号	鉄炮名称・作者	員数	長さ	形状ほか	台の素材ほか	その他情報	
	帳簿(1)	帳簿(2)									
1	1	1	式番 御鉄炮箱		御鉄炮 清堯張	1	3尺3寸2分	四匁玉角御筒金御紋万字象眼御金具赤銅	樫		
2	2	2			御鉄炮 清堯作	1	3尺4寸7分	三匁四分玉角御筒金象眼香車御金具赤銅	樫		
3	3	3			刀鉄重張御鉄炮 清堯作	1	3尺4寸9分	三匁八分玉角御筒御紋筆金象眼御金具赤銅	樫		
4	4	4			南蛮鉄石火矢鉄而二重張御鉄炮 野田善清堯作	1	3尺5寸5分	四匁玉角御筒桐之洞金象眼御金具赤銅	樫		
5	5	5			刀鉄重張御鉄炮 清堯作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒赤銅御金具、巢内疵有、	樫		
6	6	6			三重張御鉄炮 清堯作	1	3尺6寸7分	三匁五分玉角御筒金御紋亀甲象眼御金具赤銅	樫	【銃砲3】	
7	7	7			巻張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺	四分七厘玉梅金象眼角御筒御金具赤銅、地板=金之丸象眼入	樫	もともと「五分」と書かれていたところ、「四分七厘」と訂正されている。	
8	8	8			御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺3寸	三分玉角御筒御金具赤銅	樫		
9	9	9			以南蛮鉄大筒鉄重張御鉄炮 芝辻作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒金象眼御金具赤銅銀筋入、巢内不勝かまで先き刻有ル、	樫		
10	10	10			惣巻張御鉄炮 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫	この鉄炮の情報は、付箋に書かれ、貼り付けられている。	
11	11	11			かるこ	4					
12	12	12		御鉄炮袋 萌黄羅紗 九ッ 内御ひも不足 黒羅紗 貳ッ	11						
13	13	13	式番 御鉄炮箱		イギリス御鉄炮 無銘	1	5尺4寸8分	玉目差渡五分二厘六匁玉=候哉、金銀重象眼火蓋金御紋附御金具真鍮惣毛彫	桐	【銃砲1】	
14	14	14			御鉄炮 無銘	1	3尺4寸9分	五匁四分玉角御筒御金具四分一	樫		
15	15	15			御鉄炮 無銘	1	4尺1寸3分	玉目指渡五分二厘六匁玉=候哉、銀象眼御金具鉄銀象眼	しをじ(塩地)	【銃砲4】	
16	16	16			巻張御鉄炮 芝辻小兵衛作	1	5尺2分	三匁五分玉御金具真鍮	桑		
17	17	17			青符巻張御鉄炮 芝辻清正作	1	4尺5寸3分	巻匁玉御金具四分一	樫	【銃砲56】	
18	18	19			南蛮下張御鉄炮 清堯作	1	4尺4寸9分	玉目差渡四分九厘六匁玉=候哉、金爪之象眼御金具四分一	樫		
19	19	20			御鉄炮 野田善清堯作	1	4尺	玉目差渡四分四厘四匁五分=候哉、御金具四分一、	樫		
20	21	23			かるこ	3				五番に「一、かるこ 三本、但シ式番=有之」と書かれていたが、上から紙が貼られ、見えないようになっていることから、元は五番の箱に入っていたと思われる。	
21	20	21			御鉄炮 無銘	1	3尺6寸9分	巢口五分二厘六匁玉=候哉、銀象眼人形毛彫御金具赤銅、	樫		
22	23	24		三番 御鉄炮箱		以青符鉄三重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸3分	三匁五分玉金象眼御金具赤銅	樫	
23	24	25				以青符鉄重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸	但八分玉御金具赤銅	樫	
24	25	26			御鉄炮 清堯張	1	2尺4寸6分	六匁玉角御筒御金具四分一	樫		
25	26	27			完栗刃張御鉄炮 国友善兵衛重当作	1	2尺3寸	十匁玉小路口御筒銀=而桜象眼御金具鉄象眼入	樫、但接	【銃砲29】	
26	27	28			地鉄鍛張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	2尺	丸御筒五十匁玉田村矢御筒真鍮矢倉付御金具銅	樫、黒付		
27	28	29			南蛮御筒御鉄炮 無銘	1	1尺6寸	六匁玉筋小路口御筒彫物有御金具鉄真鍮	樫、黒付		
28	29	30			南蛮御鉄炮 無銘	1	1尺1寸1分	三匁八分玉小路口鐘鬼象眼御金具真鍮	樫、黒付		
29	37	37			御鉄炮 無銘	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒巴筋真鍮象眼御金具赤銅	樫、損シ有リ		
30	38	38	四番 御鉄炮箱			御鉄炮 松屋半九郎長政作	1	3尺1寸5分	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫、但目当なし	
31	39	39			御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫、但留ノ金不足		

32	40	40		御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫、 二ノ鉄不 足	
33	41	41		かるこ	3				
34	42	42	五番 御鉄炮箱	以青符鉄三重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同彦八清元作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒金象眼御金具赤銅	樫	
35	43	43		御鉄炮 芝辻清吉助合作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫	
36	44	44		御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺2寸	三匁五分玉角御筒真鍮御金具	樫、 但御臺金 物とも損 し、	
37	45	45		御鉄炮 桑木屋清太夫常長作	1	2尺3寸	式匁玉小路口御筒ぶどう象眼御金具 真鍮	樫	【銃砲65】
38	46	46		御鉄炮 芝辻藤右衛門作	1	3尺	三匁五分玉角御筒御紋桔梗金象眼御 金物赤銅	樫	
39	47	47		御鉄炮 銘不見	1	3尺3寸5分	三匁四分玉角御筒御金具真鍮	樫	
40	48	48		御鉄炮 清亮作	1	3尺1寸8分	三匁五分玉角御筒御紋鷹之羽金象眼 御金具四分一	樫	
41	49	49		刃鉄二重張御鉄炮 長政作	1	2尺3寸	三匁五分玉小路口御筒重象眼御金具 赤銅、 火蓋雨覆象眼入、	樫	【銃砲66】
42	—	—		新御筒巻張御鉄炮 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫	この鉄炮の後に「一、かるこ 三本、但し武番ニ有之」と 書かれていたが、上から紙が 貼られ、見えないようになって いる。
43	—	—		御鉄炮	1	2尺3寸	拾匁玉御筒御金具真鍮	樫	
44	—	54	六番 御鉄炮箱	九ゆう御鉄炮 讃州国友七左衛門張	1	2尺5寸	五分玉角御筒御紋金高象眼九曜象眼 入御金具真鍮	樫、 但御臺先 損し、天 井鉄丸座 なし、	
45	55	55		とんぼう御鉄炮 讃州国友七左衛門張	1	2尺8寸5分	五分玉角御筒御紋金高象眼蜻蛉象眼 入御金具真鍮	樫、 留之金雨 覆不足、	【銃砲20】
46	56	56		茶のミ三星御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺	三匁五分玉筋小路口御筒 茶ノ実三星象眼入御金具真鍮	槐、 御臺損有 之、	
47	57	57		南蛮筒御鉄炮 無銘	1	3尺4寸5分	三匁五分玉筋小路口御筒 御金具四分一	樫	
48	58	58		二文字御鉄炮 芝辻清正張	1	3尺3分	三匁五分玉角御筒金ニッ引象眼御金 具四分一	樫	
49	59	59		桔梗御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉筋小路御筒御紋金高象眼 桔梗象眼入御金具赤銅	樫	
50	60	60		御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具四分一、 地板鉄本無、	槐、 但し損し 有、	
51	61	61		御鉄炮 芝辻甚三郎張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具四分一	しをじ (塩地)	
52	62	62		御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺7寸	三匁五分玉筋小路口象眼入御筒 御金具赤銅	樫、 但間之金 不足、先 せんあな 一ッ損、	
53	63	63		御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺8分	三匁五分玉小路口御筒象眼入史魚文 字有之御金具四分一、 地板鉄不足、	樫	(付箋)「寅二月御手入ニ出 候、」 【銃砲25】
54	64	64	御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉角御筒御金具真鍮、 御金具不足、	樫		
55	65	65	御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸1分	三匁五分玉角御筒御金具四分一、 但御臺損ト用心全上鉄不足、	樫		
56	66	66	鑄形 三匁五分	1				(付箋)「寅二月御手入御用ニ 相出候、」	
57	67	67	銅火繩掛	1					
58	195	189	七番 御鉄炮御 長持	稻富流藤巻張鉄三匁五分玉 御筒 江州国友藤兵衛能當作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樫	この鉄炮の情報は、付箋に書 かれ、「銅火繩掛」の上部に 貼り付けられている。
59	68	68		御鉄炮 国友勝左衛門作	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮帯掛 付、 但腰差、	澤栗	
60	69	69	玉薬袋 早合拾放分宛 火繩巻懸宛 口薬入巻ッ宛 火打帯車ニ入巻宛	10					
61	70	70	八番 御挟箱 巻荷	御鉄炮 国友勝左衛門張	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮帯懸 付、 但腰差、	沢栗	【銃砲37】 【銃砲38】

62	71	71		玉葉袋 早合拾放分ツ、 火繩志懸ツ、 口薬入苧ツ、 火打帯車二入	10				
63	72	72	九番 御鉄炮箱	唐金百目玉五寸御筒	1	(5寸)	御紋附		右者御松明方之者定御預、 (朱字)「年々返上不致御松明 方ニ差置候、」
64	73	73	一	唐銅折返シ御筒 無銘	1	1尺8寸	小路口御筒三匁五分玉三放出、 御金具真鍮、	樞	箱入
65	74	74		鑄形	2				
66	75	75		瓢形胴薬入	1				
67	76	76		同(瓢形)口薬入	1				
68	77	77		御筒笠	1				
69	78	78		計合	1				
70	79	79		かるこ	1				
71	80	80		二	腰指御鉄炮 芝辻彦八郎作	1	1尺2寸	丸小路御筒三匁五分玉御金具真鍮、 火挟ひとり上り口薬火蓋之内へ入帯 懸付、	樞、 裏裏ニ早 合八放分 付、
72	81	81	三	御鉄炮 三扱掛 無銘	1	1尺5寸	三匁五分玉御金具真鍮		
73	82	82	四	唐金百目玉御鉄炮 辻弥兵衛作	1	9寸		御臺附	「仕掛道具不足有之、」と書か れていたが、上から紙が貼ら れ、見えなくなっている。
74	83	83	拾番 御鉄炮御 長持	五 小御鉄炮	1		南蛮象眼、 此御筒稲富平左衛門方ニ御吟味之 処臺被 仰付候得者、御用立候由申 上ル、	臺なし	右巻箱ニ入、
75	84	84	五 小御鉄炮	1		右同断(此御筒稲富平左衛門方ニ御 吟味之処臺被 仰付候得者御用立 候由申上ル)之処臺鉄物損御用立不 申旨申上ル、	臺鉄物損		
76	85	85	六	御鉄炮	1		三匁五分玉金物不足、 右同断(此御筒稲富平左衛門方ニ御 吟味之処臺被 仰付候得者御用立 候由申上ル)之処金物不足御修覆難成 旨申上ル、 かるこなし、		
77	86	86	八	御鑄鍋	5				「箱入、」 「右宝暦四年戊閏二月廿六日、 関又左衛門ノ請取、此所へ入 置、」
78	87	87	七	御鉄炮	1	3尺3寸	角御筒三匁玉御金物真鍮、 御鑄形添、	樞	右者寛政元酉年、芝辻長三郎 差上ル、
79	88	88	八	御鑄鍋 御鑄形苧箭添	5				
80	90	90	拾一番	上 鉄百目玉抱打御筒 国友甚六郎	1	2尺3寸	御金具真鍮火挟鉄	樞	右者御松明方之者共年々拝借 いたし来御筒、
81	91	91	十一 番下	鉄百目玉抱打御筒 国友九左衛門	1	2尺3寸	同断(御金具真鍮火挟鉄)	樞	
82	92	92	拾二番	唐金百目玉飛龍御筒	1	1尺8寸			「箱入、」 「此御筒延享四年卯七月遠山 大膳ノ相廻ス、」 【銃砲52】
83	93	93	拾三番	朱塗鉄百目玉御筒芝付 無銘	1	2尺4寸5分	鉄火挟真鍮御金具、但尾祿し、		「右者御松明方之者年々拝借 いたし来御筒、」 「浅野三蔵張札、」
84	94	94	拾四番	鉄百目玉御筒芝付 国友甚次郎重政作	1	2尺5寸	鉄火挟御金具真鍮、但巻金付、		「右者御松明方之者年々拝借 致来御筒、」 「瀬田五助張札、」
85	95	95	拾五番	唐金五十匁御筒	3	2尺2寸	御金具真鍮	樞	右者御松明方之者年々拝借致 来御筒、
86	96	96		鉄五拾匁玉抱御筒 芝辻茂右衛門作	1	2尺2寸	御金具真鍮	樞	「天保十亥年、新規御張立、」 この鉄炮の情報は、付箋に書 かれ、貼り付けられている。
87	97	97	拾六番 御鉄炮箱	御鉄炮 清堯作	2	3尺7寸	小路口御筒御金具赤銅	樞、 黒塗金御 紋付、	
88	98	98		下袋浅黄羽二重萌黄紐付					
89	99	99		上袋狸々皮御紋付 裏萌黄茶丸					
90	100	100		胴薬入玉袋口薬入			いづれも革包青漆塗金御紋金物赤銅 紅紐付		
91	101	101	セ、リ			銀筒赤銅、式通り充添			
92	101	102	拾七番上	御鉄炮 芝辻理右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樞	
93	102	103		御鉄炮 芝辻藤右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樞	
94	103	104		御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(長三尺角御筒三匁五分玉御 金具真鍮)	(樞)	
95	104	105		御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(長三尺角御筒三匁五分玉御 金具真鍮)	(樞)	

96	105	106 107		御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(長三尺角御筒三匁五分玉御金具真鍮)、袋緋羅紗中貫菱御紋附萌黄紬付五ツ添、(付箋)「此御鉄炮袋下之御箱江入、」	(樞)	
97	107	108	拾七番下 枚箱のうち	胴薬入	5		臘色中貫菱御紋付		
98	108	109		玉袋	5		萌黄紋羅紗紐萌黄綿打		
99	109	110		口薬入	5		黒革中貫菱御紋付		
100	110	111		疾筒	20		黒塗		
101	111	112		胴らん	5		青漆革中貫菱御紋付紐萌黄綿打		
102	112	113		火縄紺もめん	5				
103	166	162	拾八番	唐銅五拾匁玉御筒	1	(「長」とだけあり寸法未記入)	藤唐草付		(付箋)「貳拾番=御番立替ル、」
104	157	153	拾九番	御鉄炮 無銘 (番立は二)	1	1尺1寸4分	三匁五分丸格子口御筒御金具真鍮	樞、 中川孫平 治作	「享和元年西二月御買上=相成、」 「右御筒=影有之候番立左之通、二、四、七、八、九、」
105	158	154		御鉄炮 無銘 (番立は四)	1	1尺2寸3分	五匁玉御筒御金具真鍮	樞、 中川蔵有 作	
106	159	155		御鉄炮 無銘 (番立は七)	1	1尺6寸6分	六匁玉角格子口御金具真鍮	樞、 御臺中川 孫平次作	
107	—	—		御鉄炮 国友四郎左衛門重信作 (番立は八)	1	1尺5寸5分	十匁玉御筒御金具真鍮	樞、 御臺中川 蔵有作	
108	160	156		鉄三匁五分玉筒 五挺揃 松屋作 (番立は九)	1	1尺2寸	御金具真鍮	樞	
109	189	183	式拾番	巻張鉄六匁玉筒 拱州住国友弥兵衛尉作	1	2尺	但丸こうじ、御金具真鍮	樞、 臺大師堂 七左衛門 尉直之作	「享和元年西二月御買上=相成、」 (付箋)「此武器、古キ御帳之節々不相見候趣=相見候面、今般新御帳ニハ省キ留候事、」
110	190	184		鉄十匁玉筒	1	2尺5寸			
111	—	—		拾匁玉鑄形	1				
112	—	—		六匁玉同(鑄形)	1				
113	—	—		三匁三分五厘玉(鑄形)	1				
114	—	—		三匁五分玉同(鑄形)	1				
115	—	—		三匁三分玉同(鑄形)	1				
116	167	164	廿一番	唐銅百目玉九寸御筒	1	(9寸)	但真金鉄火矢筒	御臺付	右者御松明方之者年々拝借致来候御筒、
117	168	165	廿二番	鉄三拾目玉御筒	1	2尺4寸3分	御金具真鍮火扶鉄、鑄形添、	樞	
118	170	167	廿三番	唐銅式百目玉御筒	1	(「長」とだけあり寸法未記入)	鑄形添	樞	「右者文化元年子四月御買上相成、」 この後、8丁の白紙が挟まる。
119	169	166		玉箱	1		金御紋付革覆掛、棒せた共、		「右文化三年寅九月出来、御松明方江渡シ切=相成、」 この玉箱の情報は貼り紙に書かれている。
120	171	168	廿四番	鉄百匁玉抱御筒 芝辻伝左衛門作	1	2尺3寸	鑄形唐金一筋添		「文化四年九月御買上ケ、」 この鉄炮の情報は朱字で書かれている。

※本表は「享和三亥年改 御鉄炮帳」(帳簿(3))に記載された鉄炮および附属品を一覧にした表である。

- ・事項の記載方法は、帳簿の表記に拠った。
- ・通番は筆者が整理および〈表1〉・〈表2〉・〈表3〉の比較のため独自に付した番号であり、帳簿中の番号は「箱番号」および「朱番号」の項に記載している。
- ・「通番との対照」の項のうち、対照不能な品については、「—」を用いて記載した。
- ・「同断」や帳簿に記載がなくとも補足すべき事項には()を用いて記載した。
- ・徳川美術館の伝存作例と比定できる鉄炮は「その他情報」の項に徳川美術館で用いている作品番号を【 】で記載した。
- ・読点は筆者が適宜付した。その他情報に記すべき事項が複数ある場合は「 」を用いて区別した。

金 鯨 叢 書 第四十九輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和四年三月三十日 編集
令和四年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市中区徳川町一〇一七
徳 川 美 術 館
電話 (935) 六二六二番(代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
印刷所
電話 (533) 六八六〇番(代)